

第 1 回宝くじ活性化検討会 説明資料

平成 23 年 10 月 13 日
総務省自治財政局

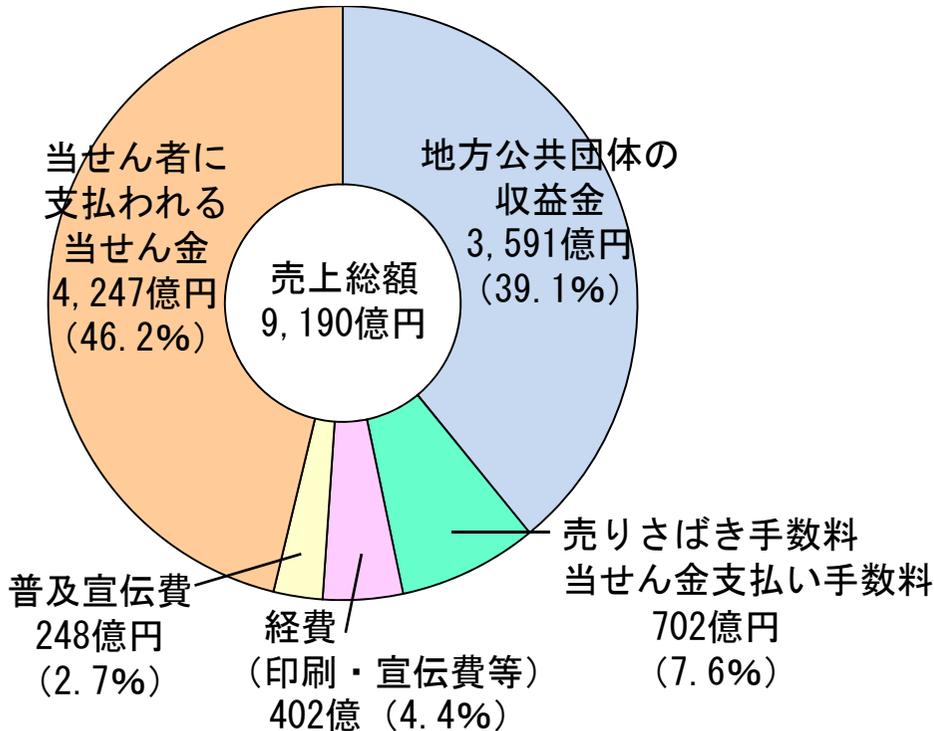
1. 宝くじの概要	1
2. 宝くじの消費動向	5
3. 宝くじ販売の状況	14
4. 宝くじ収益金の状況	24
5. 宝くじ発売等の事務委託の状況	28
6. 宝くじと公営競技等の比較	34
7. 宝くじの当せん金倍率の状況	38

1. 宝くじの概要

宝くじの概要について（その1）

○発売主体	都道府県及び指定都市（全66団体）
○発売根拠	地方財政法32条及び当せん金付証票法 （刑法187条（富くじ発売等の禁止）の特例）
○発売手続	発売団体の議会による発売限度額の議決、総務大臣の許可
○収益金の帰属	発売地域の都道府県及び指定都市に帰属
○収益金の使途	発売団体が実施する幅広い事業に充当が可能

宝くじ売上の使途
(平成22年度実績ベース)



1 当せん金(当せん金付証票法5条)

当せん金の総額⇒発売総額の5割以下

1枚あたりの当せん金最高金額⇒1枚あたり単価の20万倍以下
 ただし、総務大臣が指定する当せん金付証票⇒100万倍以下
 加算型当せん金付証票⇒200万倍以下

2 手数料(当せん金付証票法6条3項1号、6条4項)

売りさばき及び当せん金品の支払又は交付に対する手数料
 ⇒一当せん金付証票につき1割を超えない範囲で都道府県知事
 又は指定都市市長が定める。

3 印刷・宣伝費等(当せん金付証票法6条3項2号)

当せん金・手数料を除く、当せん金付証票の発売等に必要な経費

4 普及宣伝費(当せん金付証票法13条の2)

宝くじの発売が地方財政資金の調達に寄与していることについて
 住民の理解を深めるとともに、世論動向等を把握するための経費

5 収益金(当せん金付証票法16条1項)

売上から、当せん金・手数料・印刷・宣伝費等を控除した残額

宝くじの概要について（その2）

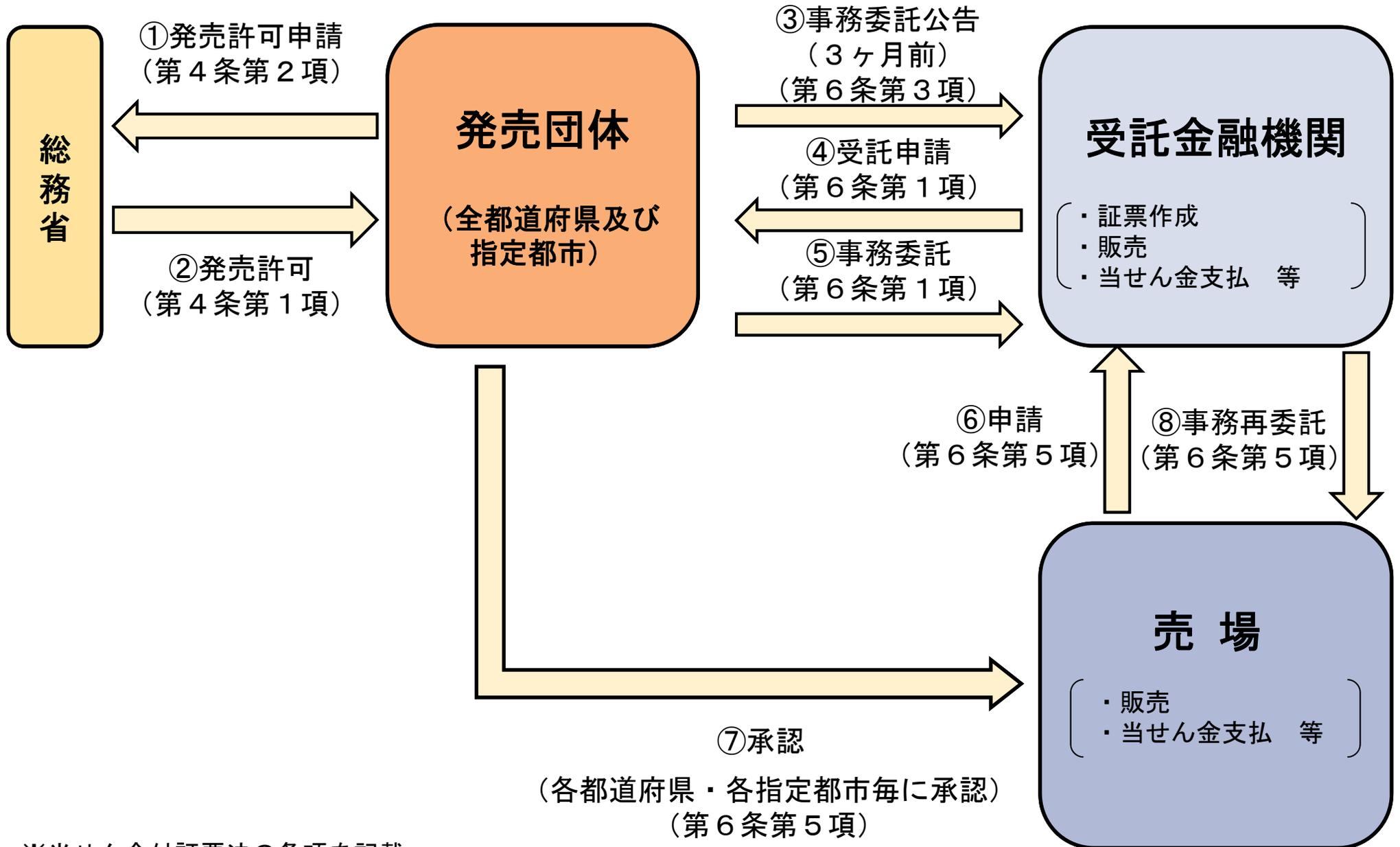
宝くじ収益金の使途

宝くじの種類

地方財政法第32条及び地方財政法第32条に規定する事業を定める省令に定められた事業
<ul style="list-style-type: none"> ・公共事業 ・国際化推進事業 ・地方博覧会等事業 ・高齢化少子化対策事業 ・情報化事業 ・芸術文化振興事業 ・災害対策事業 ・地域経済活性化事業 ・社会貢献活動事業 ・環境保全・創造事業 ・調査研究・人材育成

発売団体		名称・宝くじの種類	平成23年度 発売計画額 (億円)
全国 自治宝 くじ	全国 事務協 議宝 会く じ	ジャンボくじ	ドリーム、サマー、年末、オー タム、グリーン 4,710
		通常くじ	普通くじ、スクラッチくじ 378
		数字選択式くじ	ナンバーズ、ミニロト、ロト6 3,949
ブ ロ ッ ク く じ		東京都宝くじ	普通くじ、スクラッチくじ 127
		関東・中部・東北自治宝くじ <small>(関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会の23道県、11 指定都市で構成)</small>	普通くじ、スクラッチくじ 463
		近畿宝くじ <small>(近畿宝くじ事務協議会の6府県、4指定都市で構成)</small>	普通くじ、スクラッチくじ 167
		西日本宝くじ <small>(西日本宝くじ事務協議会の17県、4指定都市で構成)</small>	普通くじ、スクラッチくじ 208
		地域医療等振興自治宝くじ(栃木県)	普通くじ、スクラッチくじ 105
		復興くじ(東日本大震災復興、口蹄疫復興)	普通くじ、スクラッチくじ 375
発売計画額合計			10,482

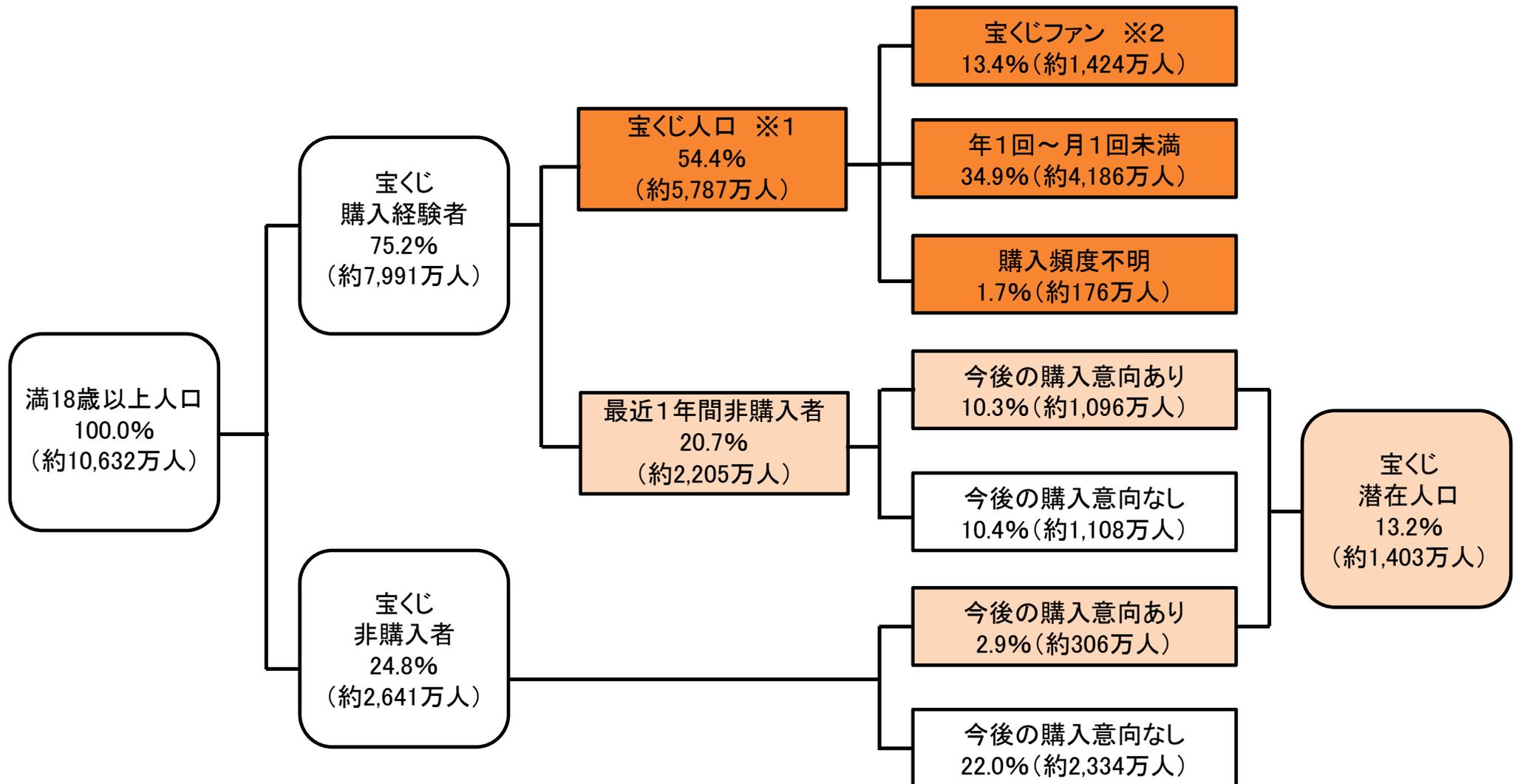
宝くじ発売の流れ



※当せん金付証票法の条項を記載。

2. 宝くじの消費動向

宝くじの購入に関する実態

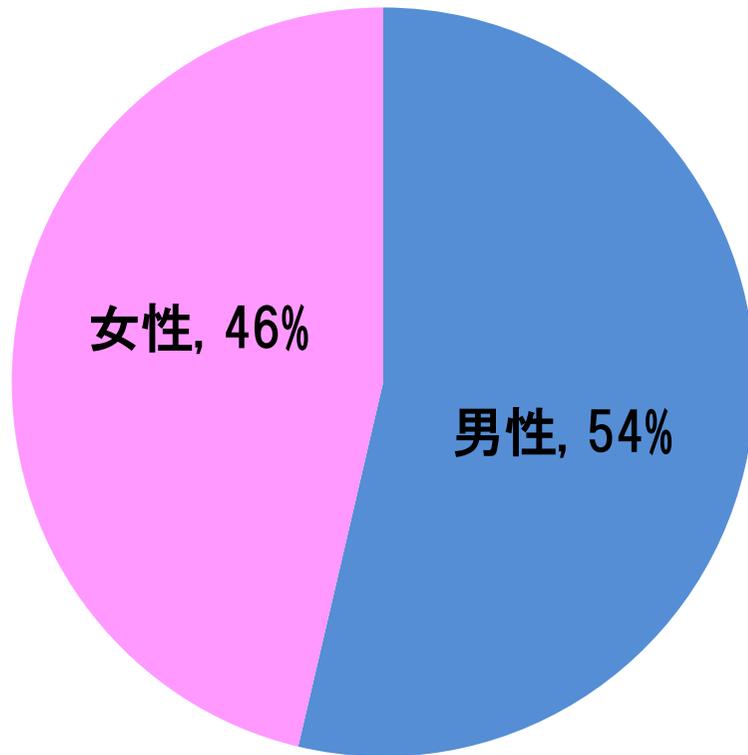


※1 宝くじ人口 :最近1年間に1回以上宝くじを購入した人
 ※2 宝くじファン :最近1年間に月1回以上宝くじを購入した人
 ※3 第12回「宝くじ」に関する世論調査報告書(H22. 8)に基づくもの

宝くじ購入者の構成比（性別）

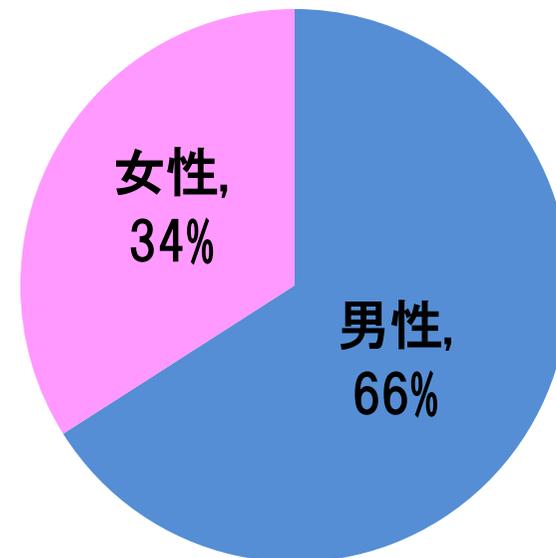
1. 最近1年間の宝くじ購入者 （宝くじ人口）の構成比（性別）

推計人口 5,787万人



2. 最近1年間の月1回以上宝くじ 購入者（宝くじファン）の構成比 （性別）

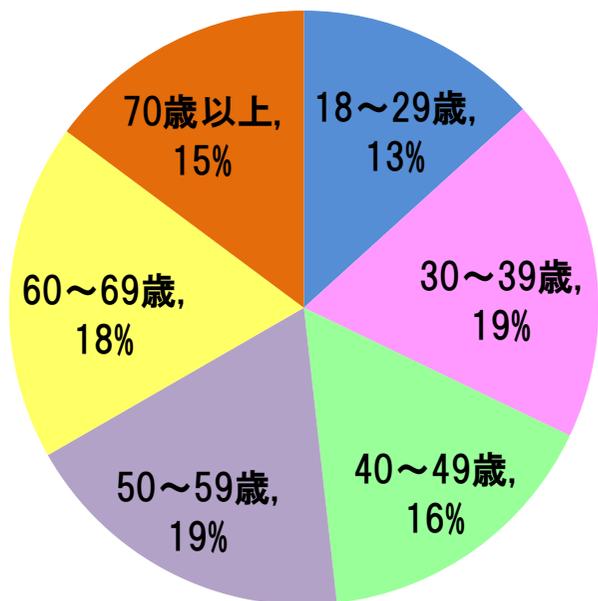
推計人口 1,424万人



宝くじ購入者の構成比（年齢別）

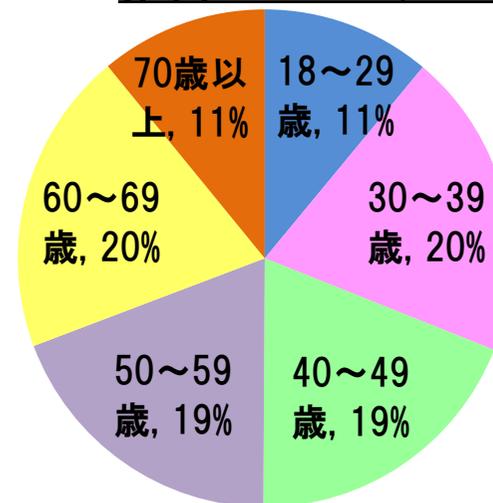
1. 最近1年間の宝くじ購入者 （宝くじ人口）の構成比（年齢別）

推計人口 5,787万人

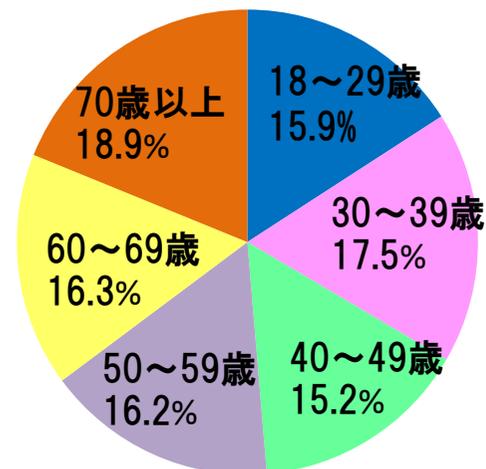


2. 最近1年間の月1回以上宝くじ 購入者（宝くじファン）の構成比 （年齢別）

推計人口 1,424万人

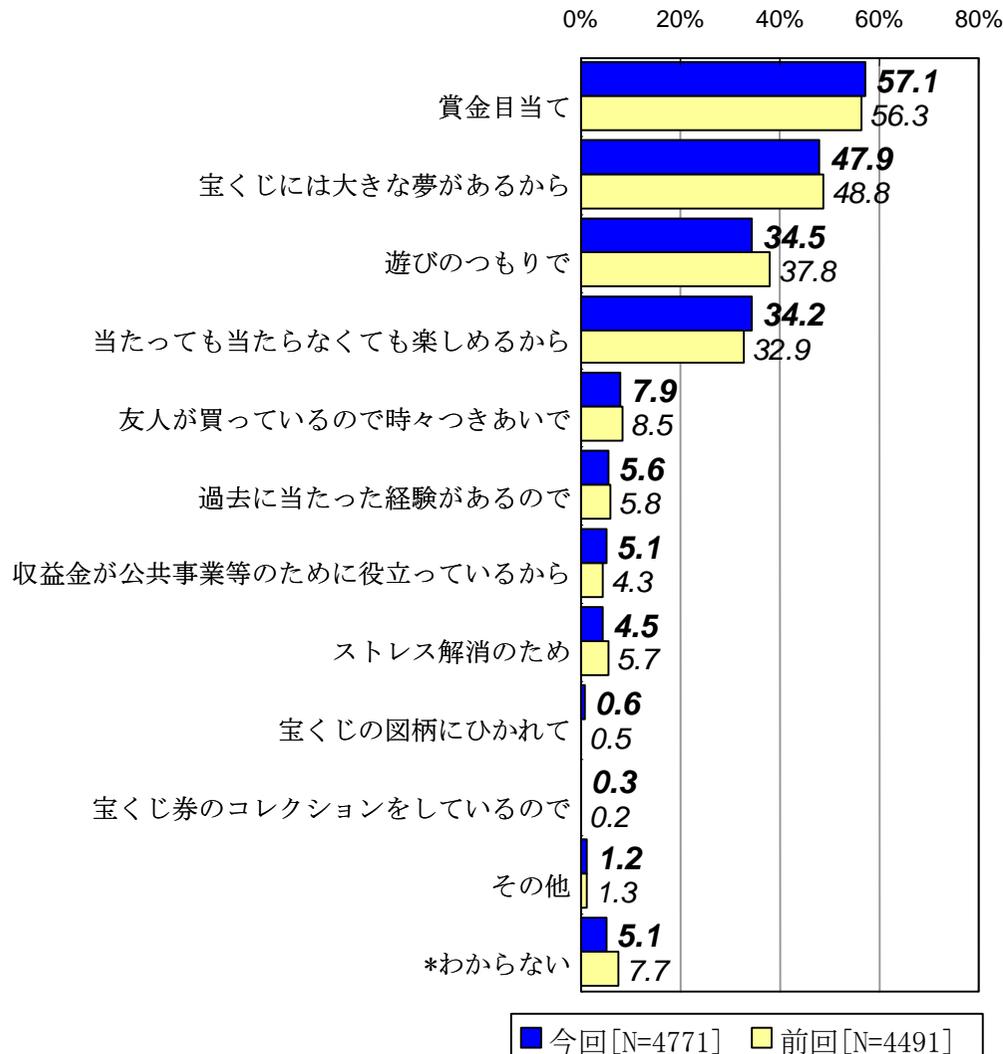


（参考）母集団人口の構成比

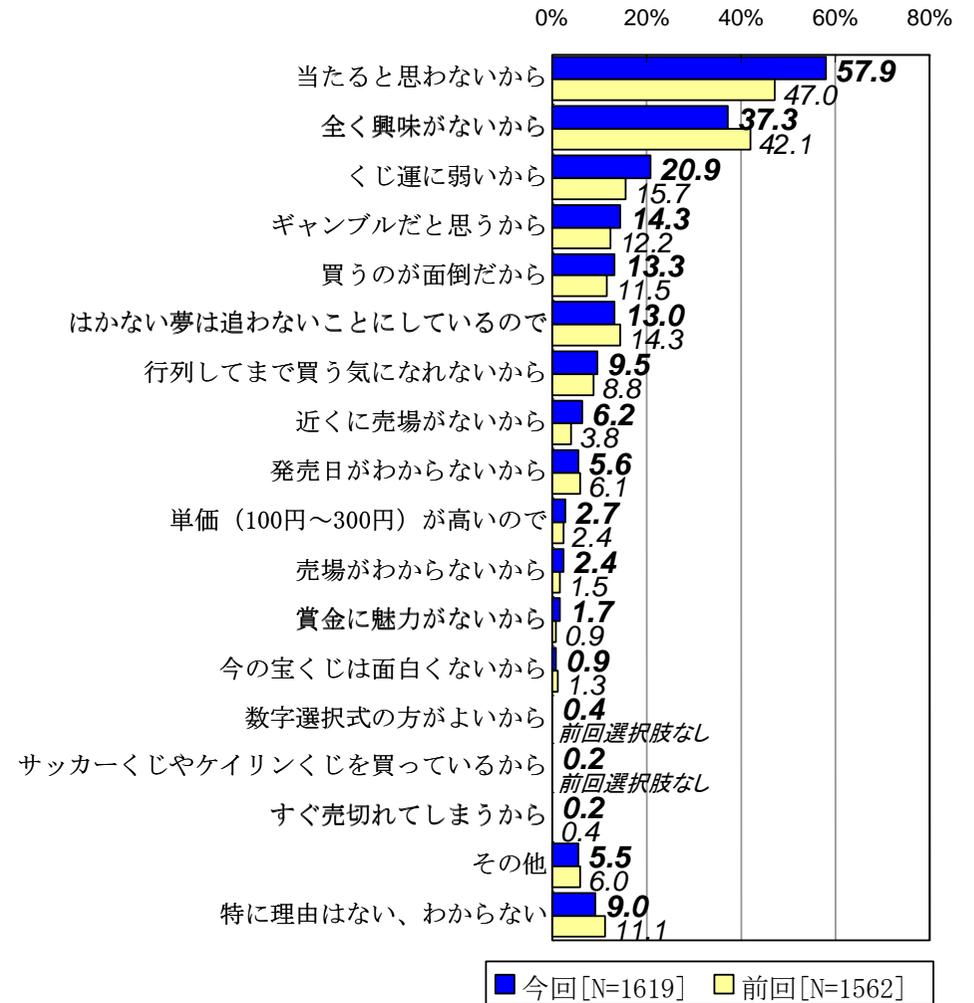


宝くじ（数字選択式以外）購入理由及び非購入理由

1. 宝くじ（数字選択式以外）購入理由 [N=購入経験者]（複数回答）



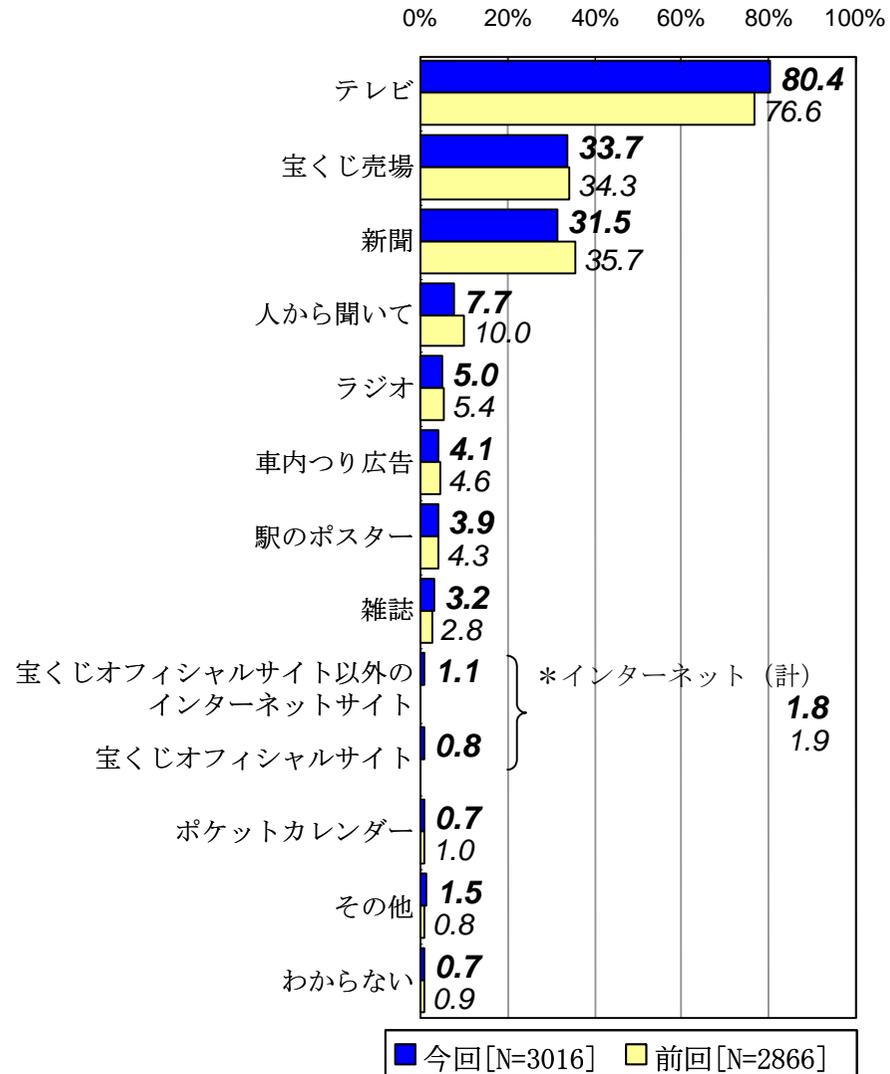
2. 宝くじ（数字選択式以外）非購入理由 [N=買ったことがない人]（複数回答）



* 前は「特に理由はない、わからない」

ジャンボ宝くじ等発売の情報源

1. ジャンボ宝くじ発売の情報源 [N=最近1年間のジャンボ宝くじ購入者] (複数回答)



* 前回は「インターネット」の1選択肢のみ

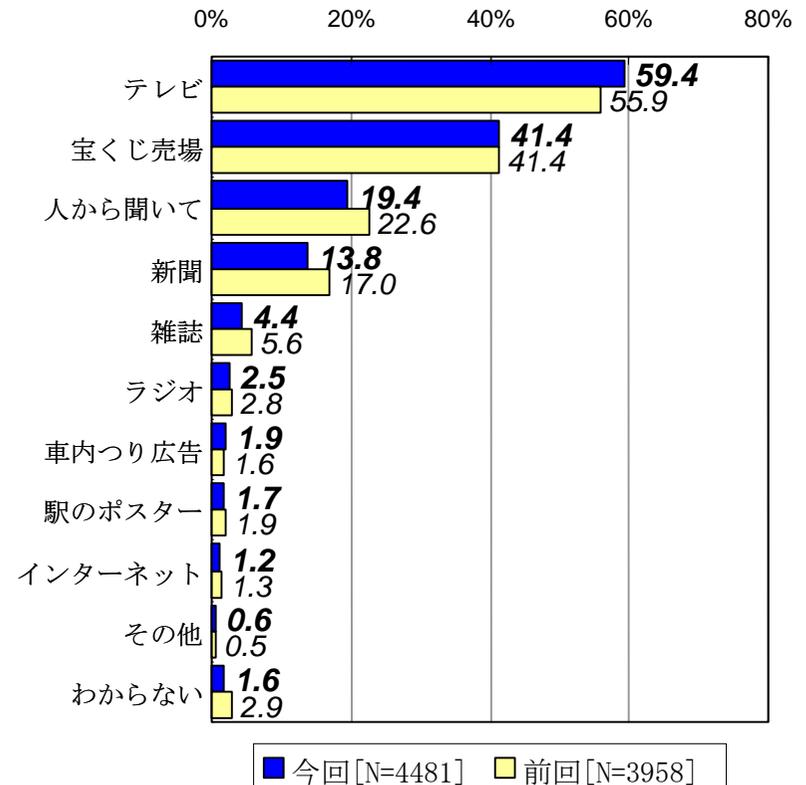
第12回「宝くじ」に関する世論調査報告書(H22.8)

2. ジャンボ宝くじ発売の情報源 (主要3項目) の推移

(単位: %)

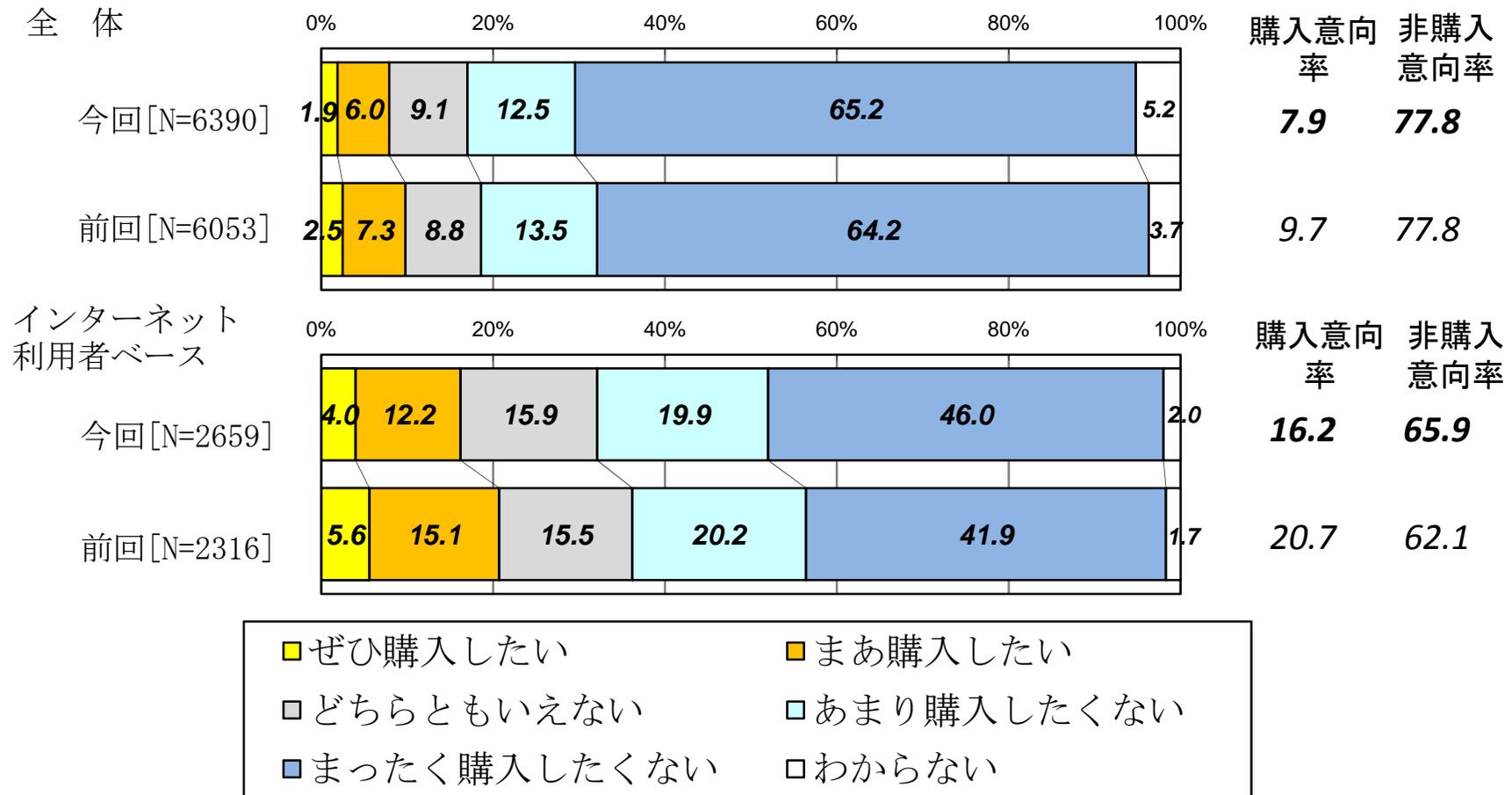
	第9回 (H.13)	第10回 (H.16)	第11回 (H.19)	第12回 (H.22)
テレビ	70.9	75.2	76.6	80.4
宝くじ売場	31.5	33.7	34.3	33.7
新聞	48.9	40.1	35.7	31.5

3. 「ロト6」の認知媒体 [N=「ロト6」認知者]



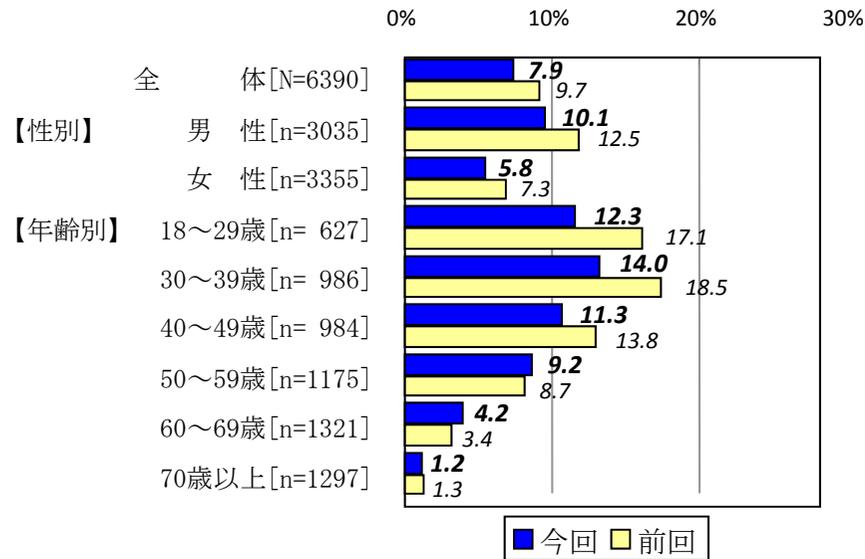
インターネットによる購入意向①

1. インターネットによる宝くじ購入意向

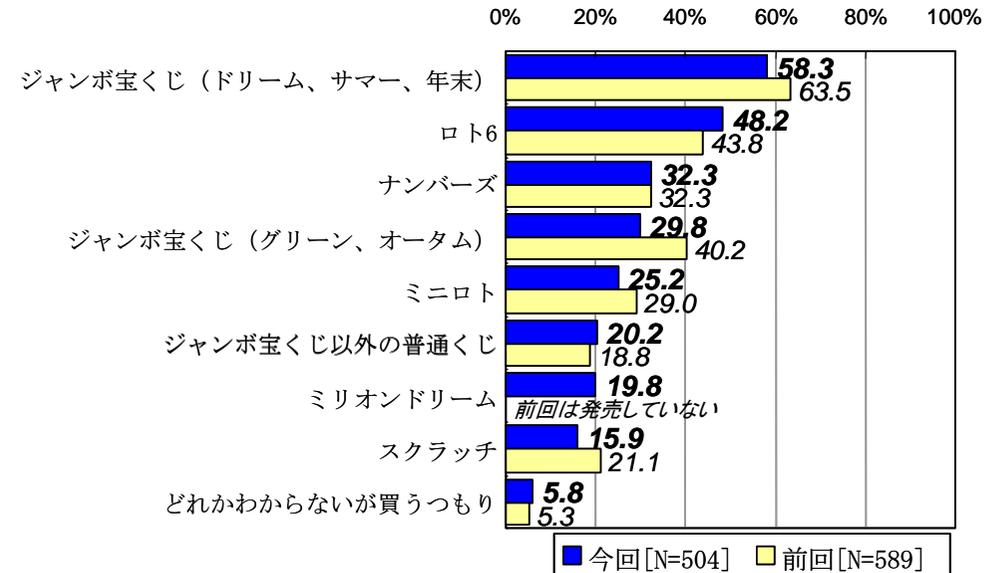


インターネットによる購入意向②

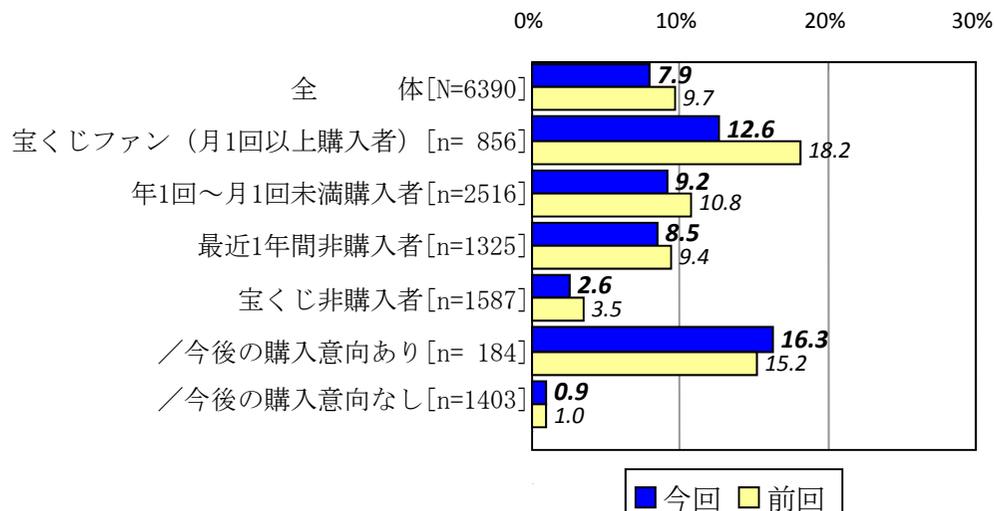
2. インターネットによる宝くじ購入意向[性・年齢]



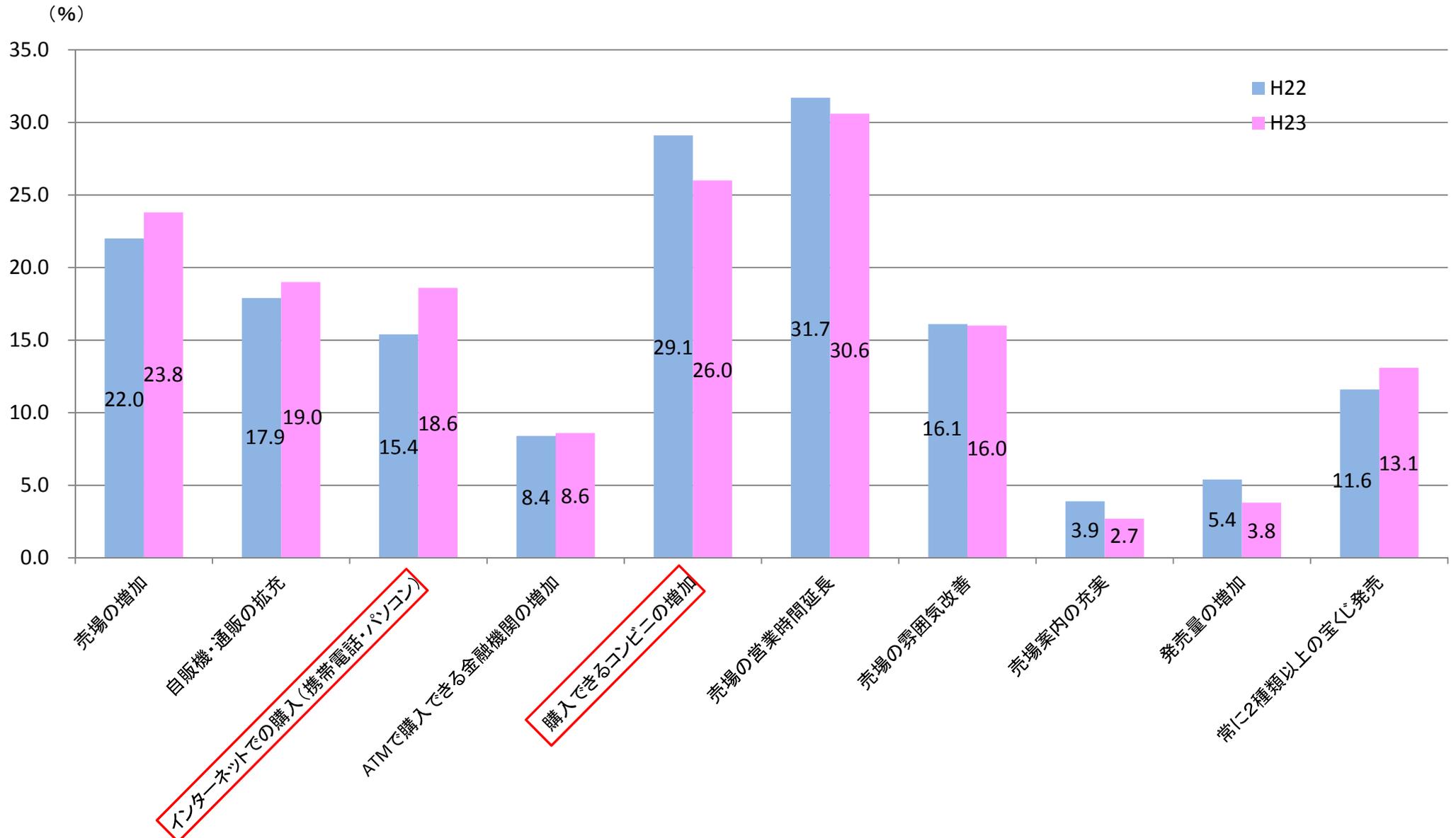
4. インターネットで購入したい宝くじの種類 [N=インターネットでの宝くじ購入意向者] (複数回答)



3. インターネットによる宝くじ購入意向[購入層 (宝くじ人口構成)]



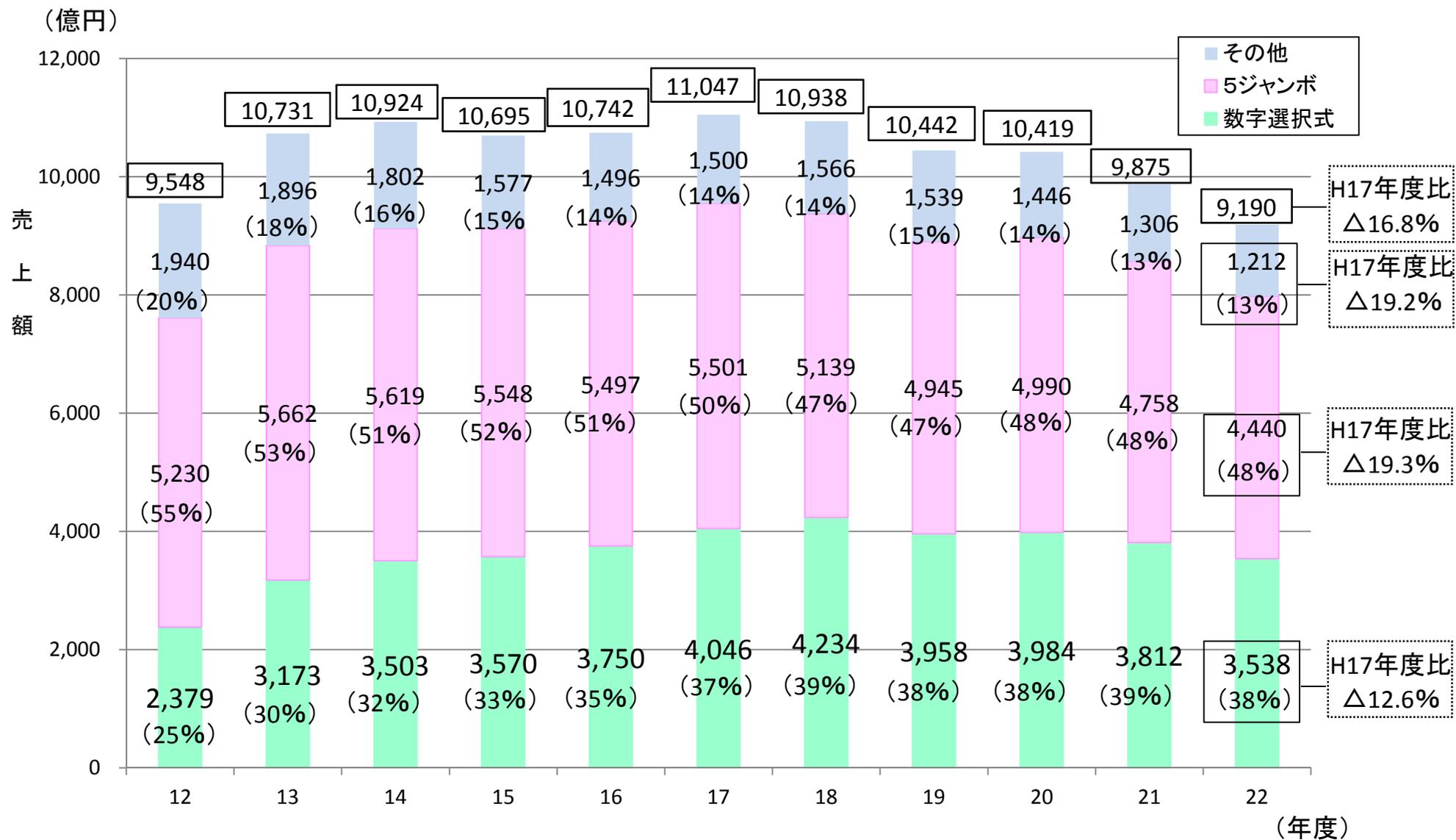
宝くじ販売についての要望



※「回答は2つ以内」として調査
 平成23年度第1回宝くじモニターアンケート調査報告書(H23.7月)

3. 宝くじ販売の状況

宝くじ売上額の推移



近年の宝くじ販売不振について考えられる主な要因

1. 購入者は微減

最近1年間購入者(推計)

⑲5,821万人 → ⑳5,787万人(△0.6%)

2. 購入者1人当たりの平均購入金額が大幅に減少

最近1年間の購入者1人当たりの宝くじ平均購入総額

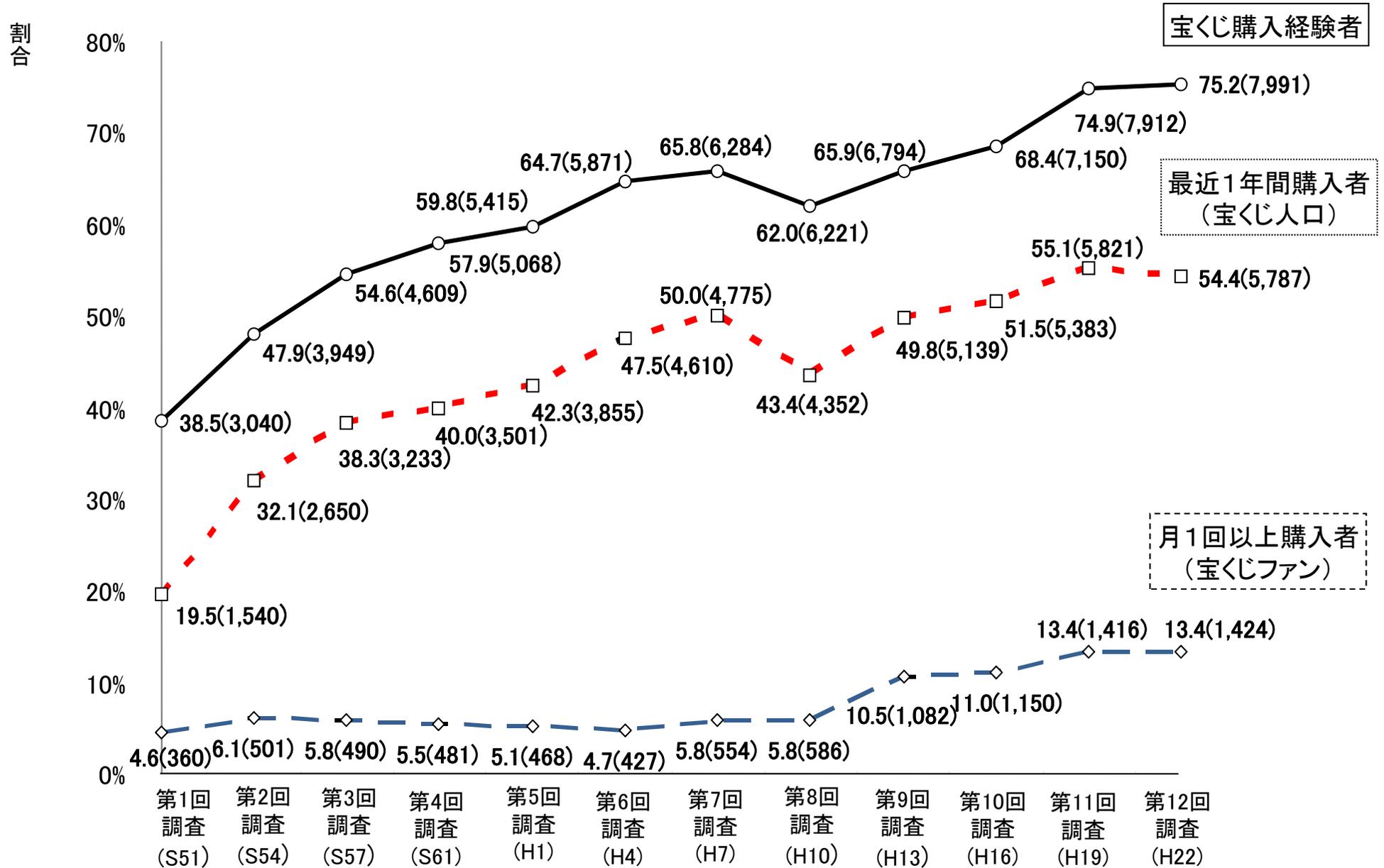
⑲362.8百円 → ⑳278.8百円(△23.2%) (参考)⑰294.5百円



<考えられる主な要因>

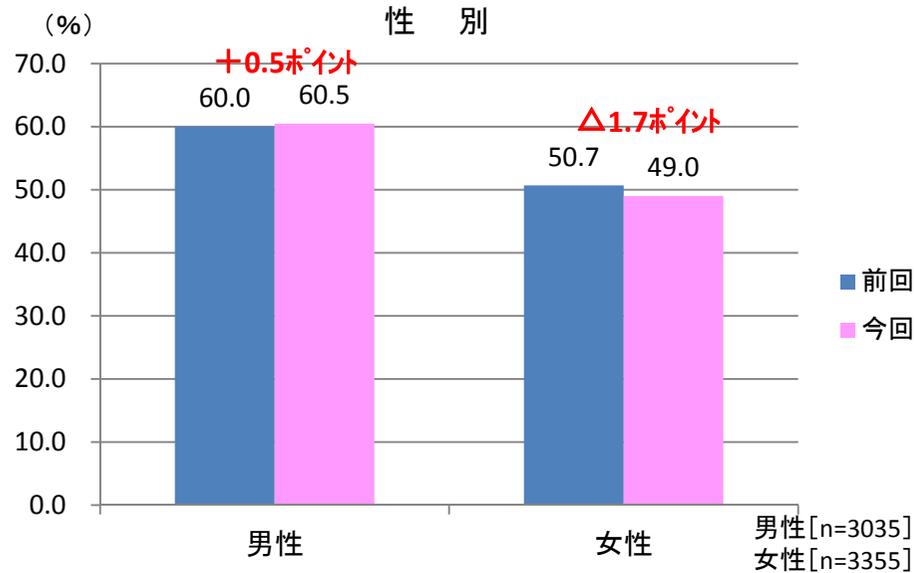
- ① 平均個人年収の減少 ⑲437万円 → ㉑406万円(△7.1%)
- ② 販売店の減少 ⑲17,230店 → ㉑15,825店(△8.2%)
- ③ 魅力のある新商品の不足
- ④ totoBIG(最高賞金6億円)の登場により宝くじからtotoへ顧客シフト

宝くじ購入に関する人口構成

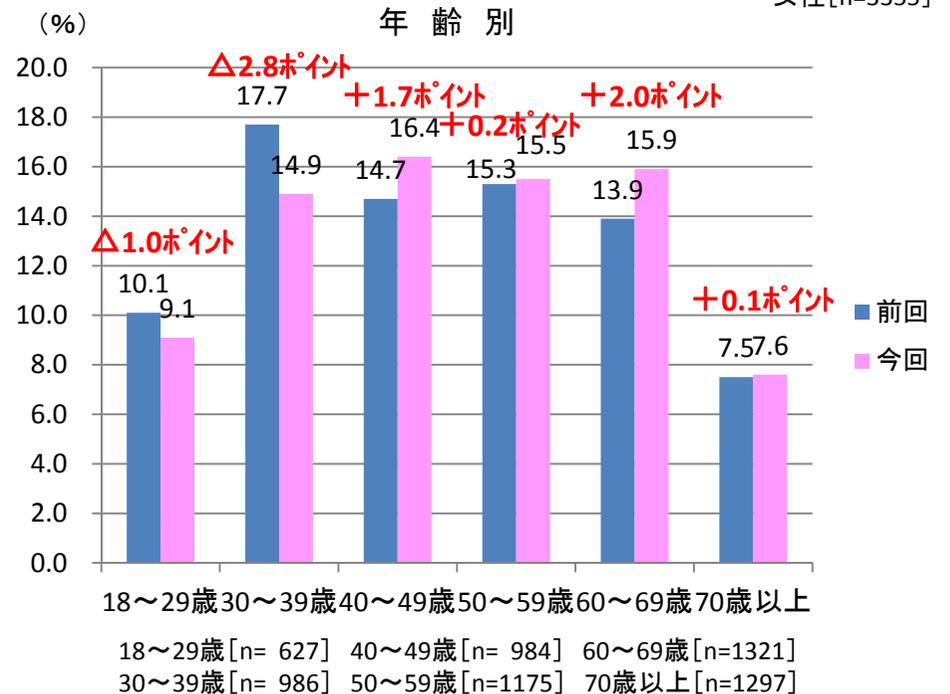
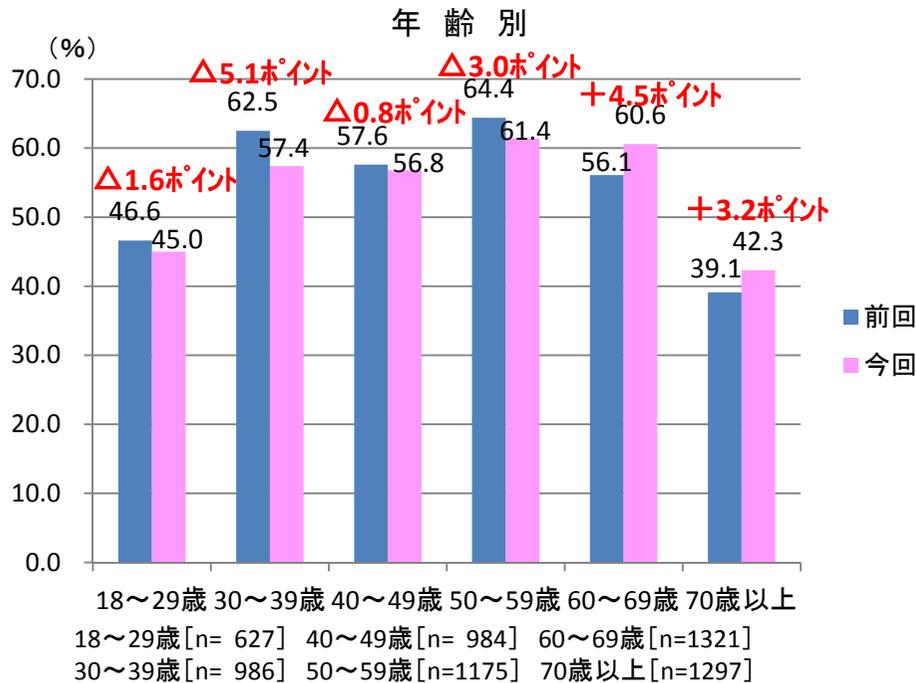
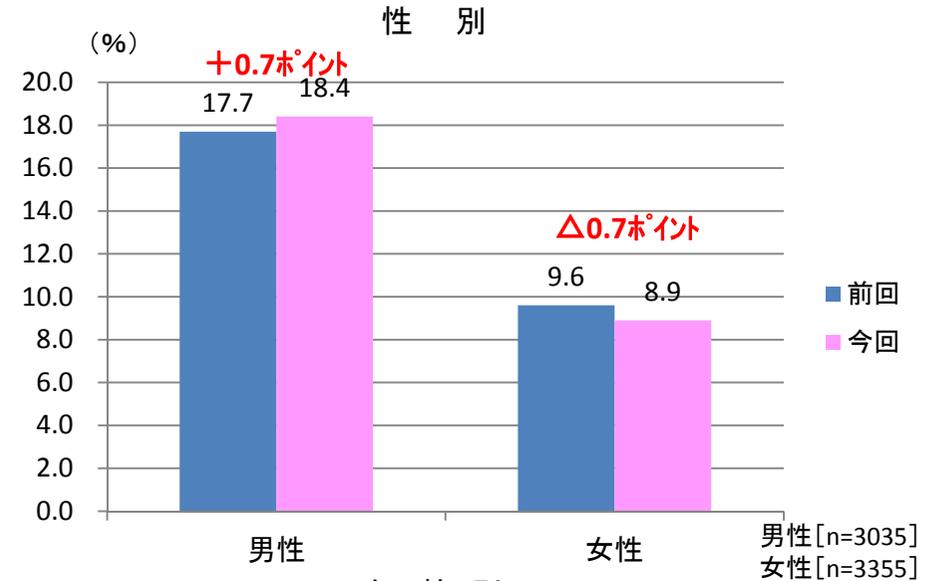


宝くじ購入者の動向

< 最近1年間購入者(宝くじ人口) >

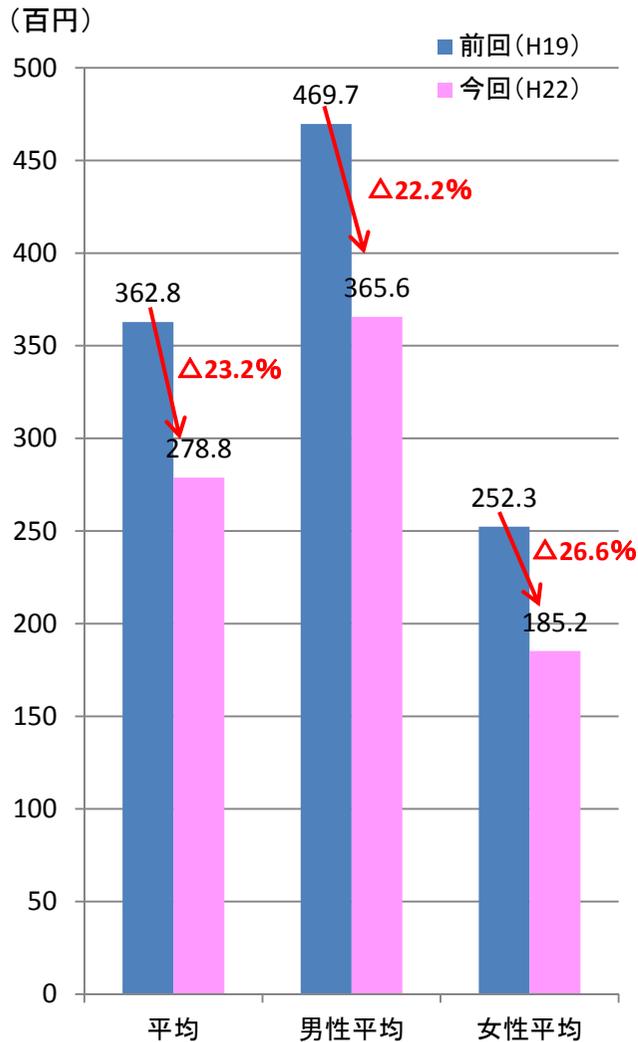


< 月1回以上購入者(宝くじファン) >



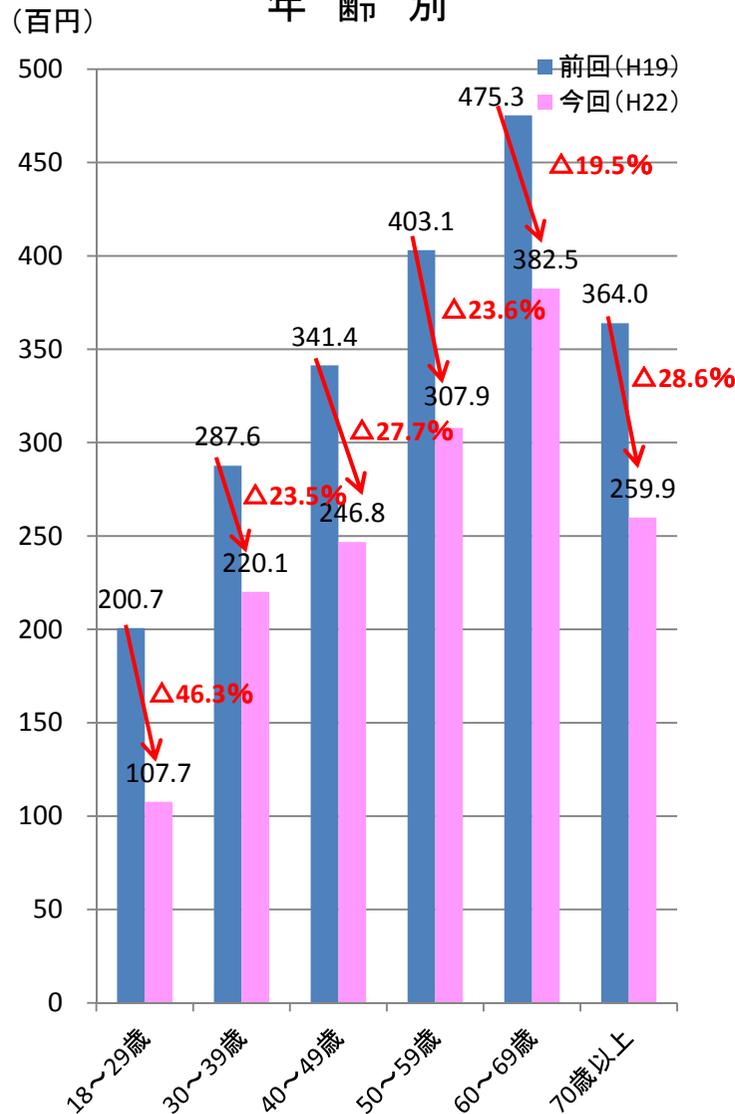
最近1年間の宝くじ購入総額（購入者平均）

性別



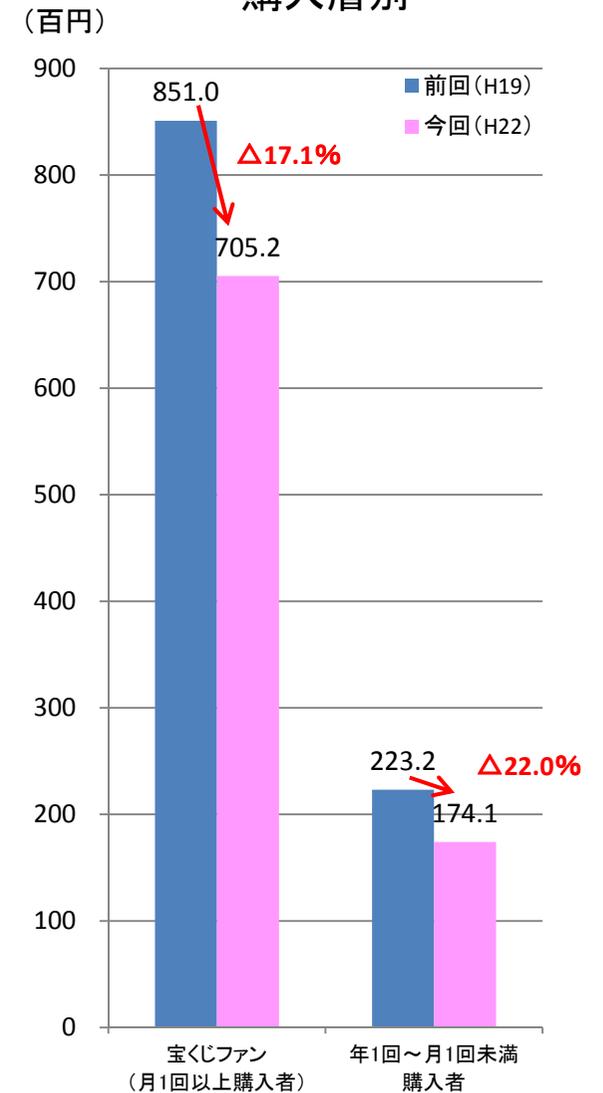
全体 [n=6390]
 男性 [n=3035] 女性 [n=3355]

年齢別



18～29歳 [n= 627] 50～59歳 [n=1175]
 30～39歳 [n= 986] 60～69歳 [n=1321]
 40～49歳 [n= 984] 70歳以上 [n=1297]

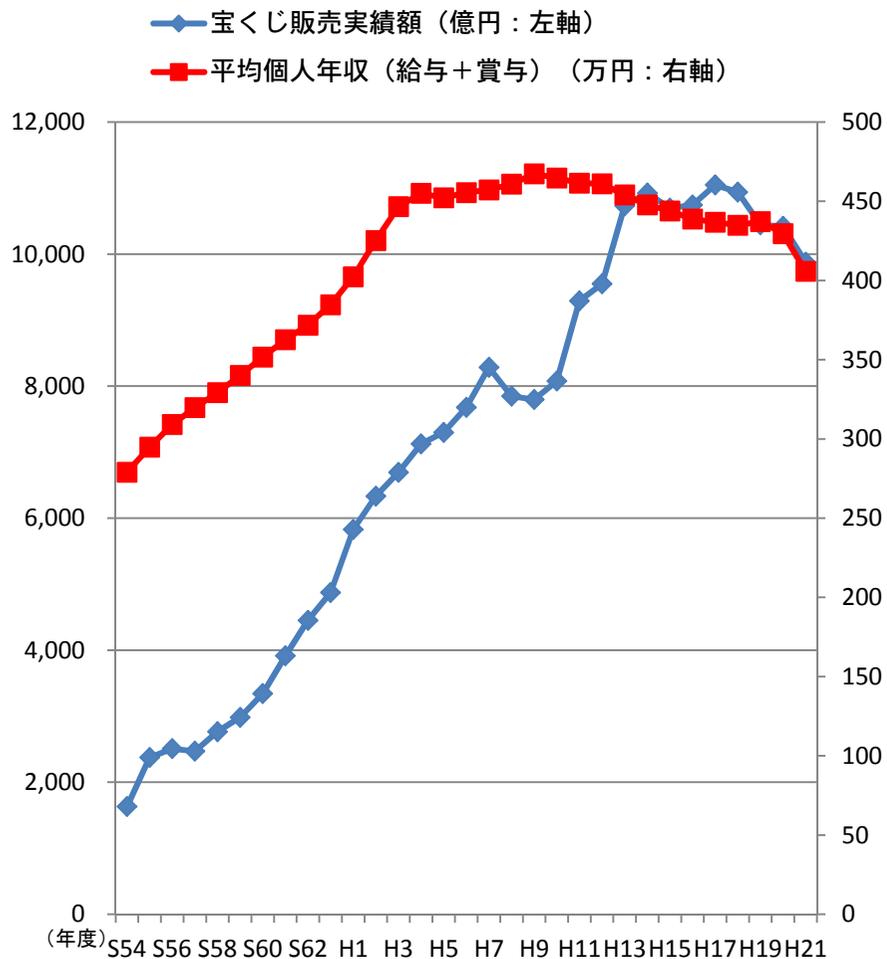
購入層別



宝くじファン(月1回以上購入者) [n=856]
 年1回～月1回未満購入者 [n=2516]

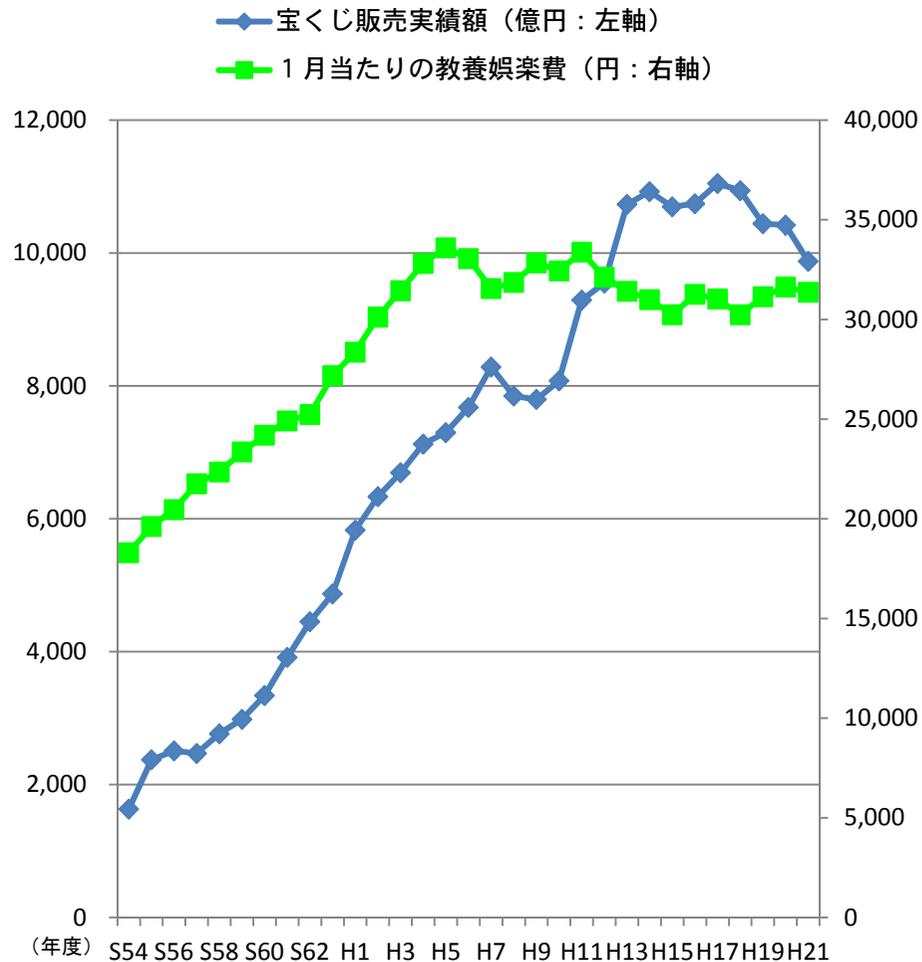
平均個人年収と宝くじ販売額の相関 (S54~H21)

平均個人年収と宝くじ販売額の相関



相関係数: 0.850

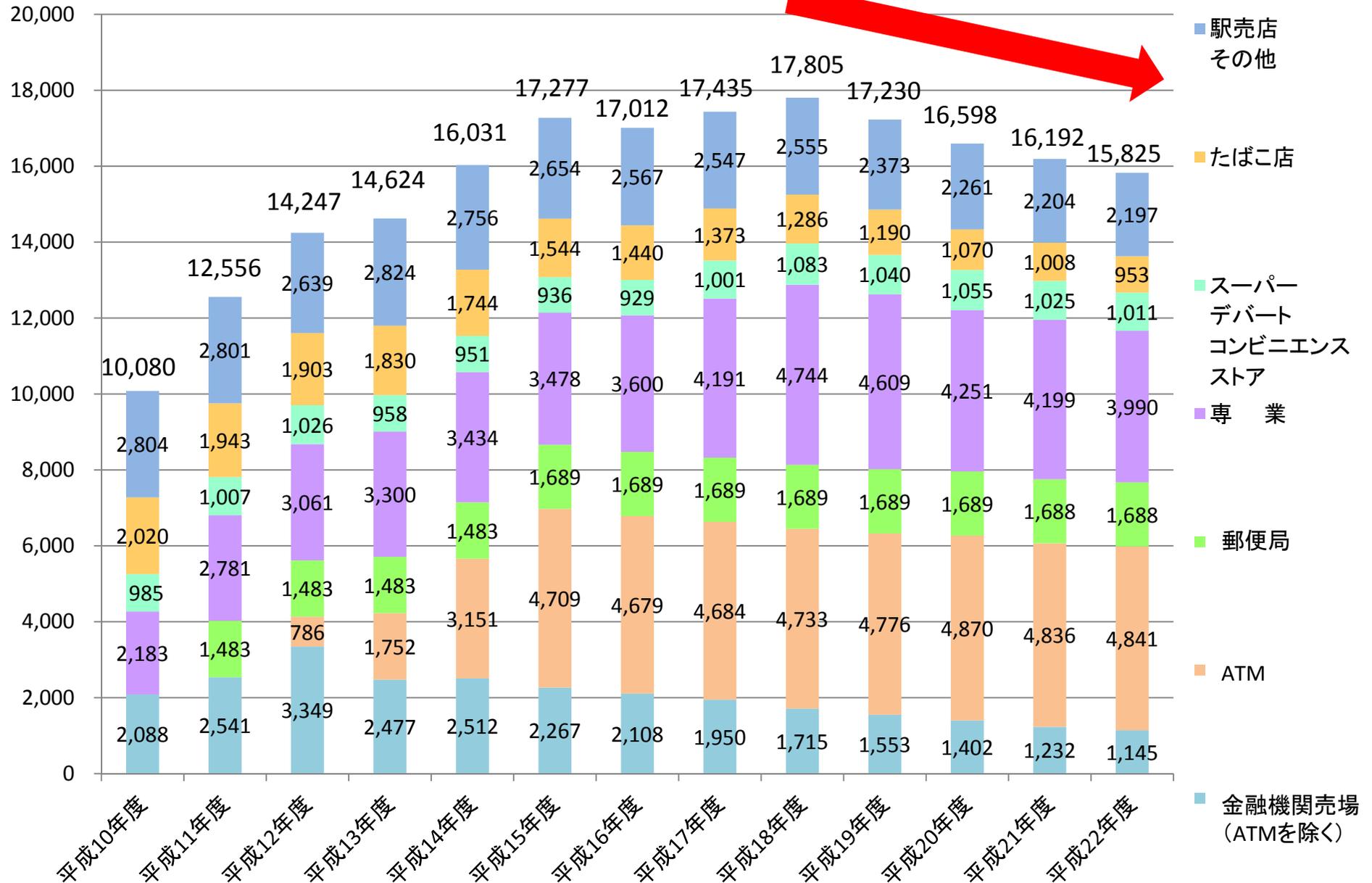
1月当たりの教養娯楽費と宝くじ販売額の相関



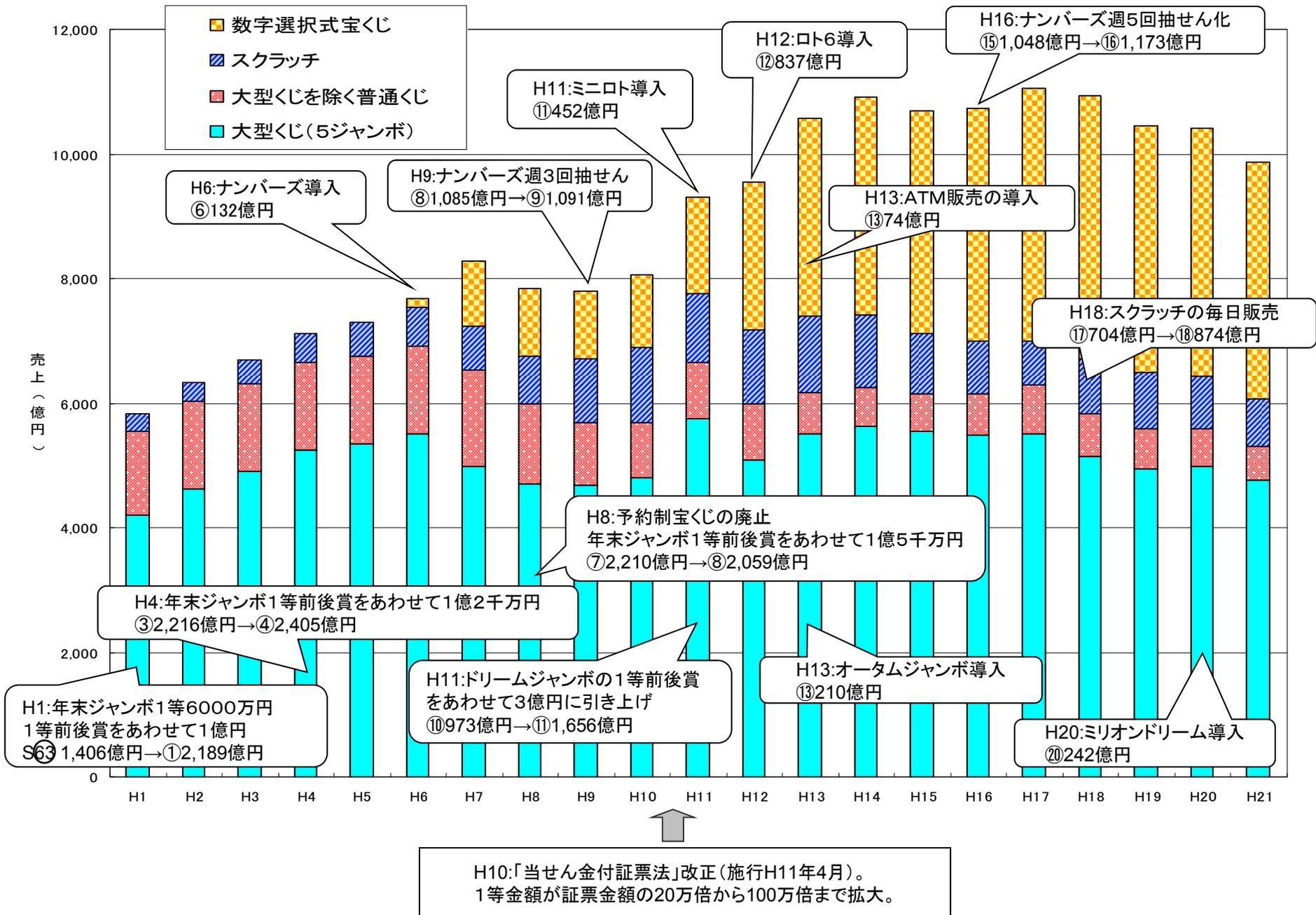
相関係数: 0.850

宝くじ販売店数の推移

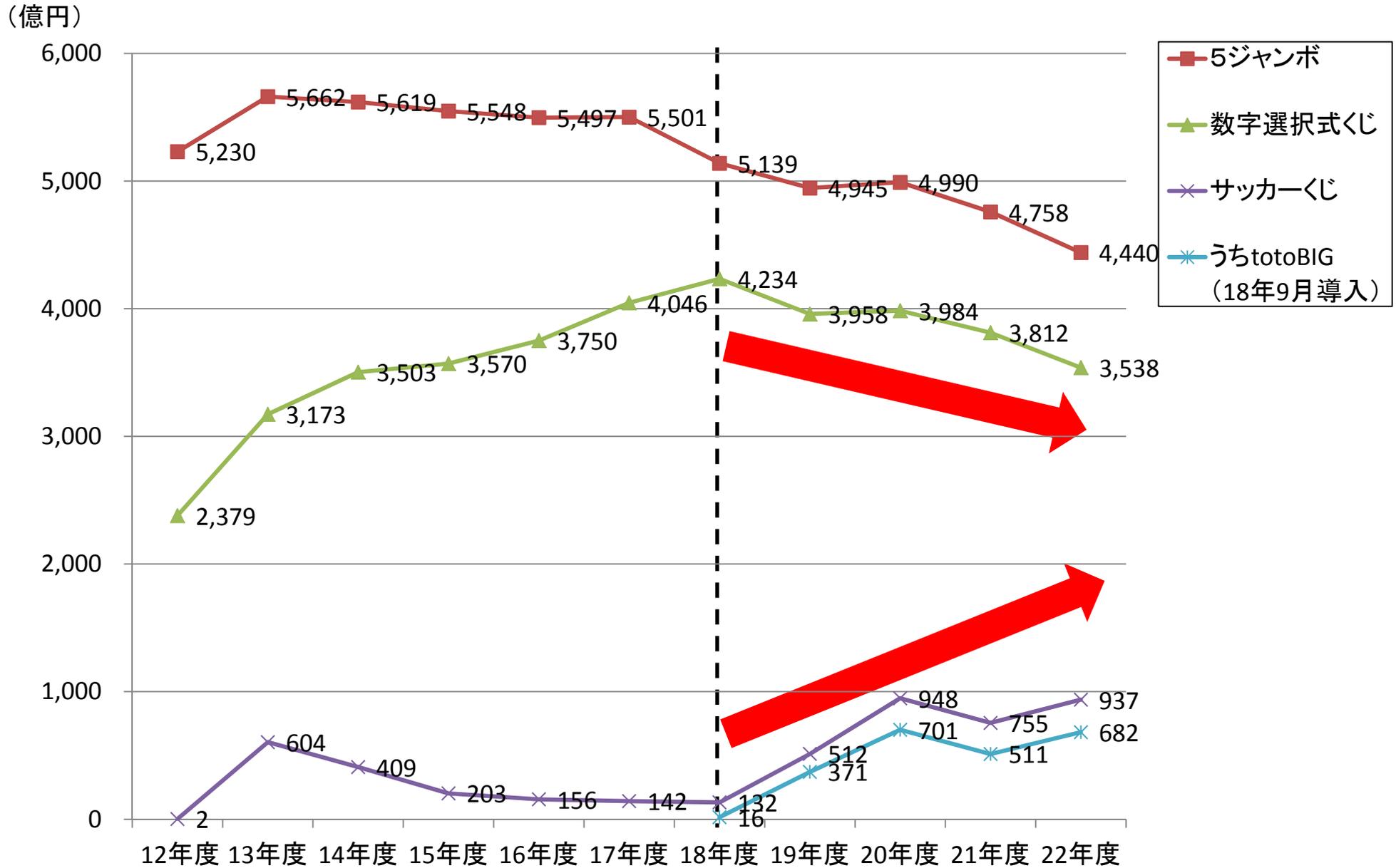
店舗数



宝くじの施策と発売実績の推移



宝くじとサッカーくじの売上額推移



※ toto及びtotoBIGの売上額は暦年ベース。
 ※ totoBIGには、BIG1000及びminiBIGは含まない。

4. 宝くじ収益金の状況

地方財政との関係(地方歳出・一般財源・宝くじ収益金の推移)

- ・ 宝くじの収益金は、発売団体が自由に使える貴重な自主財源である。

(単位:億円)

	地方財政 歳出額 A	地方一般 財源等	地方税		宝くじ収益金			E/A	E/B	F/C	G/D
		全国計 B	都道府県 C	政令市 D	計 E	都道府県 F	政令市 G				
昭和 54	420,779	248,207	66,001	13,560	717	583	134	0.17%	0.29%	0.88%	0.99%
60	562,935	370,922	102,040	24,356	1,511	1,229	282	0.27%	0.41%	1.20%	1.16%
平成 元	727,290	520,888	147,541	33,624	2,587	2,094	493	0.36%	0.50%	1.42%	1.47%
5	930,764	587,191	138,779	39,797	3,232	2,643	589	0.35%	0.55%	1.90%	1.48%
10	1,001,975	636,144	153,195	40,850	3,443	2,782	661	0.34%	0.54%	1.82%	1.62%
15	925,818	663,146	136,931	38,159	4,500	3,608	892	0.49%	0.68%	2.64%	2.34%
20	896,915	668,853	179,280	47,910	4,404	3,430	974	0.49%	0.66%	1.91%	2.03%

※1 地方財政状況調査による。

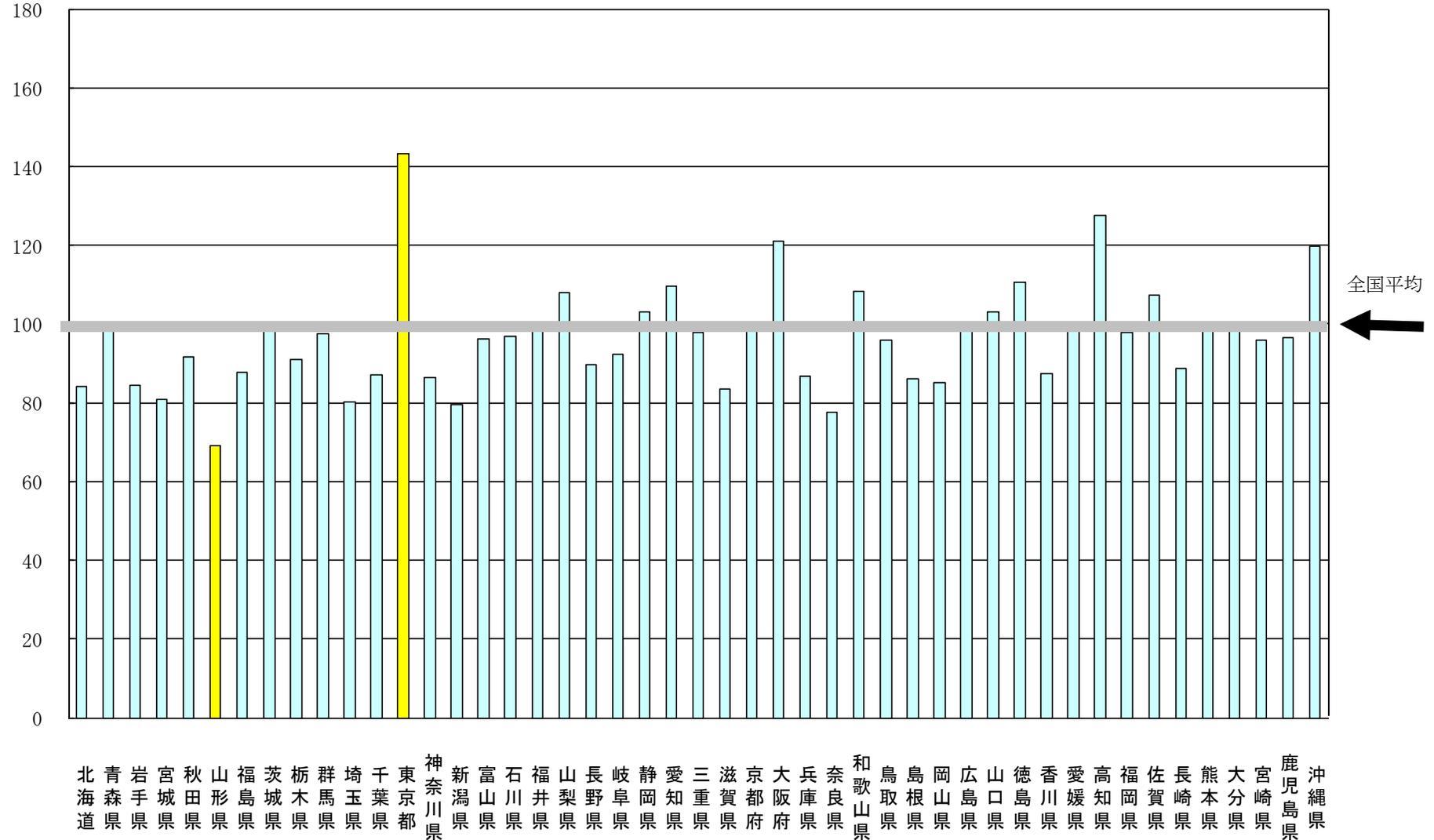
※2 地方財政歳出額は、普通会計における歳出決算額(純計)

※3 地方一般財源等は、地方税・地方譲与税・地方交付税・地方特例交付金等のほか、使用料・手数料・寄附金・財産収入・繰入金・地方債(臨時財政対策債等)・諸収入(宝くじ収益金を含む。)等、財源の用途が特定されない財源の単純合計額

人口一人あたりの宝くじ収益金

人口一人あたりの収益金は、最大・最小で約2倍の格差になっている。

指数 <全国平均値を指数100とした場合の団体別指数(平成22年度)>



平成22年度団体別宝くじ収益金額

宝くじの収益金は、発売団体間の協議に基づき配分されており、概ね販売店の所在地方公共団体の売上シェアで配分されている。

(単位:百万円)

発 売 元	収益金	シェア
北 海 道	7,689	2.14%
札 幌 市	5,216	1.45%
青 森 県	3,825	1.07%
岩 手 県	3,119	0.87%
宮 城 県	3,087	0.86%
仙 台 市	2,191	0.61%
秋 田 県	2,770	0.77%
山 形 県	2,241	0.62%
福 島 県	4,947	1.38%
茨 城 県	8,100	2.26%
栃 木 県	8,078	2.25%
群 馬 県	5,442	1.52%
埼 玉 県	12,845	3.58%
さいたま市	3,187	0.89%
千 葉 県	12,425	3.46%
千 葉 市	2,606	0.73%
神 奈 川 県	7,146	1.99%
横 浜 市	9,576	2.67%
川 崎 市	3,792	1.06%
相 模 原 市	1,193	0.33%
新 潟 県	3,874	1.08%
新 潟 市	1,371	0.38%

発 売 元	収益金	シェア
富 山 県	2,928	0.82%
石 川 県	3,151	0.88%
福 井 県	2,240	0.62%
山 梨 県	2,590	0.72%
長 野 県	5,370	1.50%
岐 阜 県	5,338	1.49%
静 岡 県	6,986	1.95%
静 岡 市	1,901	0.53%
浜 松 市	1,901	0.53%
愛 知 県	12,609	3.51%
名 古 屋 市	9,947	2.77%
三 重 県	5,041	1.40%
東 京 都	52,477	14.62%
滋 賀 県	3,271	0.91%
京 都 府	4,031	1.12%
京 都 市	3,277	0.91%
大 阪 府	14,380	4.01%
大 阪 市	13,571	3.78%
堺 市	1,903	0.53%
兵 庫 県	7,611	2.12%
神 戸 市	5,850	1.63%
奈 良 県	3,022	0.84%

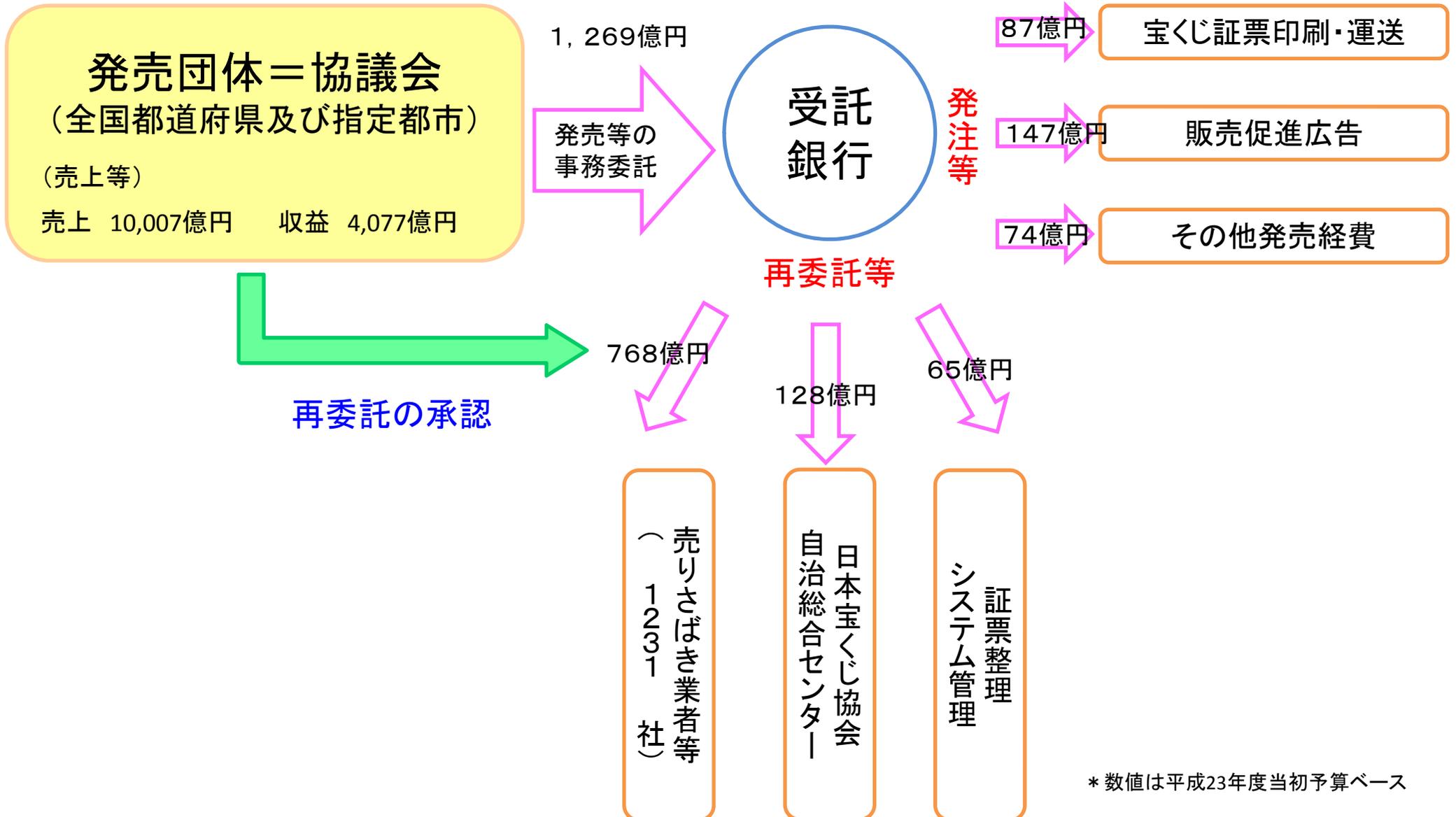
発 売 元	収益金	シェア
和 歌 山 県	3,018	0.84%
鳥 取 県	1,570	0.44%
島 根 県	1,713	0.48%
岡 山 県	3,262	0.91%
岡 山 市	1,339	0.37%
広 島 県	4,521	1.26%
広 島 市	3,395	0.95%
山 口 県	4,162	1.16%
徳 島 県	2,416	0.67%
香 川 県	2,420	0.67%
愛 媛 県	3,987	1.11%
高 知 県	2,715	0.76%
福 岡 県	5,849	1.63%
北 九 州 市	3,771	1.05%
福 岡 市	4,199	1.17%
佐 賀 県	2,533	0.71%
長 崎 県	3,515	0.98%
熊 本 県	4,959	1.38%
大 分 県	3,319	0.92%
宮 崎 県	3,026	0.84%
鹿 児 島 県	4,586	1.28%
沖 縄 県	4,629	1.29%
合 計	359,051	100.00%

(注)金額は受託銀行調べ

5. 宝くじ発売等の事務委託の状況

発売等の事務委託の流れ

宝くじの発売等の事務委託に係る予算は、毎年12月に開催される全国自治宝くじ事務協議会において決定されている。



* 数値は平成23年度当初予算ベース

宝くじ発売等に係る各経費の推移

(単位:百万円)

科 目	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		売上 比率		売上 比率		売上 比率		売上 比率								
当 せ ん 金	492,437	45.84%	508,252	46.01%	501,191	45.82%	476,161	45.60%	475,844	45.67%	450,311	45.60%	424,687	46.21%	466,244	46.59%
売りさばき手数料 支払手数料	82,458	7.68%	84,578	7.66%	84,471	7.72%	80,561	7.71%	80,200	7.70%	75,897	7.69%	70,234	7.64%	76,783	7.67%
普及宣伝費	29,967	2.79%	30,281	2.74%	29,464	2.69%	28,149	2.70%	28,066	2.69%	26,669	2.70%	24,763	2.69%	12,835	1.28%
印刷・宣伝費等	42,040	3.91%	41,751	3.78%	41,295	3.78%	39,769	3.81%	39,710	3.81%	40,277	4.08%	40,257	4.38%	37,223	3.72%
経 費 計	154,464	14.38%	156,610	14.18%	155,231	14.19%	148,479	14.22%	147,976	14.20%	142,843	14.46%	135,254	14.72%	126,841	12.67%
売 上 収 益 金	427,373	39.78%	439,838	39.82%	437,434	39.99%	419,603	40.18%	418,135	40.13%	394,415	39.94%	359,052	39.07%	407,706	40.74%
総 合 計	1,074,274	100.00%	1,104,700	100.00%	1,093,856	100.00%	1,044,243	100.00%	1,041,955	100.00%	987,569	100.00%	918,992	100.00%	1,000,791	100.00%

(注)平成23年度は当初発売計画ベースの数字
「普及宣伝費」は、平成23年度より「社会貢献広報費」へと見直し

1. 宝くじ売場数

宝くじ売場数合計 15,825件

(単位:件)

金融機関	ATM	コンビニ・スーパー (うちコンビニ)	専業等
2,833	4,841	970 (365)	7,181

※平成23年3月末現在

2. 手数料

	証票金額	手数料率
売りさばき 手数料	100円	9%
	200円	8%
	300円	6%
	500円	4.5%

支払手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・1口当たりの当せん金額が1,000円以上50,000円以下 ⇒(当せん金額×1/100)+消費税
	<ul style="list-style-type: none"> ・1口当たりの当せん金額が1,000円未満の場合 ⇒(当せん金額×2/100)+消費税 但し、10円50銭を超えないものとする。

宝くじ受託業務の再委託について

- ・ 受託銀行は発売団体の承認を得て、発売等の事務の一部を再委託することができる。
- ・ 発売団体が、再委託申請の承認判断基準を示し、公表したものが「再委託承認基準」。

【当せん金付証票法第6条(抄)】

第5項 第1項の規定に基づいて委託を受けた銀行等(以下「受託銀行等」という。)は、その委託に係る都道府県知事又は特定市市長の承認を得て、他の者に当該委託を受けた当せん金付証票の発売等の事務の一部を再委託することができる。

第6項 都道府県知事又は特定市の市長は、前項の承認をするかどうかを判断するために必要な基準を定め、あらかじめ公表しなければならない。

【当せん金付証票法第6条第6項の規定に基づく再委託承認基準(抄)(平成23年3月16日全国自治宝くじ事務協議会等)】

1 売りさばき及び当せん金品支払交付事務

- (1) 事業者は、社会的、経済的信用があり、経営者としての資質に問題がある者でないこと。
- (2) 当せん金付証票法の規定に違反し、又は罰則を受けていないこと。
- (3) 事業者は、売場を開設するに当たって、所要の初期投資の負担が可能であり、かつ長期間にわたって宝くじの販売を継続する見込みがあること。
- (4) 宝くじの売場は、いつでも誰もが購入しやすい立地であり、相当の通行量、集客量があり、将来にわたって販売力が期待できること。
- (5) 売場の乱立により、過度な販売競争等弊害が生じる恐れがないこと。
- (6) 新たに郵便局株式会社又は郵便貯金銀行へ再委託する場合にあっては、当該申請に係る郵便局又は郵便貯金銀行の本店、支店その他の営業所以外に売場のない市町村に所在するものであること。
- (7) その他、宝くじの販売を行うことが不相当と認められる場合でないこと。

イベントくじ発売実績（平成元年以降）

開催年	開催期間	イベント宝くじの名称	発売主体	受託銀行等
平成元年	3月16日～9月3日	アジア太平洋博覧会ー福岡'89記念	福岡市	第一勧業銀行
	3月16日～5月14日	サザンピア21記念	鹿児島県	第一勧業銀行
	3月18日～5月21日	第1回静岡県イベント宝くじ	静岡県	第一勧業銀行
	3月18日～6月4日	'89姫路シロピア博記念	兵庫県	第一勧業銀行
	3月25日～10月1日	横浜博覧会記念	横浜市	第一勧業銀行
	7月8日～10月29日	'89海と島の博覧会ひろしま記念	広島県	第一勧業銀行
	7月14日～9月2日	'89新潟食と緑の博覧会記念	新潟県	第一勧業銀行
	7月28日～10月16日	'89グリーンフェアせんだい記念	仙台市	第一勧業銀行
	7月28日～10月16日	世界デザイン博覧会記念	名古屋市	第一勧業銀行
平成2年	8月3日～11月4日	長崎「旅」博覧会記念	長崎県	第一勧業銀行
	11月18日～12月16日	食と緑の博覧会ーちば'90記念	千葉県	第一勧業銀行
平成3年	9月14日～11月11日	第8回全国都市緑化北九州フェア記念	北九州市	第一勧業銀行
平成4年	7月3日～9月15日	三陸・海の博覧会記念	岩手県	第一勧業銀行
	7月10日～9月27日	エキスポとやま博記念	富山県	第一勧業銀行
	10月3日～11月23日	第9回全国都市緑化かながわフェア記念	神奈川県	第一勧業銀行
平成5年	4月1日～5月30日	第10回全国都市緑化いばらぎフェア記念	茨城県	第一勧業銀行
	7月17日～9月26日	信州博覧会記念	長野県	第一勧業銀行
	7月17日～9月26日	松本城400年まつり記念	長野県	第一勧業銀行
	7月31日～11月7日	VOICE'93多摩21くらしの祭典記念	東京都	第一勧業銀行
	10月1日～11月14日	火の国フェスタ・くまもと'93記念	熊本県	第一勧業銀行
平成6年	7月16日～9月25日	JAPAN EXPO 世界リゾート博記念	和歌山県	第一勧業銀行
	7月22日～11月6日	世界祝祭博覧会記念	三重県	第一勧業銀行
	9月23日～11月20日	第11回全国都市緑化きょうとフェア記念	京都府 京都市	第一勧業銀行
平成7年	4月26日～6月4日	国際花と緑の博覧会5周年記念 花の都ぎふフェスタ'95記念	岐阜県	第一勧業銀行
	8月25日～10月22日	第12回全国都市緑化ちばフェア記念	千葉県	第一勧業銀行
平成8年	4月20日～9月1日	第13回全国都市緑化とやまフェア記念 彩りとやま緑化祭'96記念	富山県	第一勧業銀行
	7月19日～10月13日	ジャパンエキスポ佐賀'96 世界・焔の博覧会記念	佐賀県	第一勧業銀行

開催年	開催期間	イベント宝くじの名称	発売主体	受託銀行等
平成9年	3月20日～6月1日	東山動物園開園60周年記念 生きいきフェスタ東山'97記念	名古屋市	第一勧業銀行
	7月12日～9月28日	ジャパンエキスポ鳥取'97 山陰・夢みなと博覧会記念	鳥取県	第一勧業銀行
	7月19日～9月29日	JAPAN EXPO IN MIYAGI'97 国際ゆめ交流博覧会記念	宮城県 仙台市	第一勧業銀行
	9月20日～11月24日	第14回全国都市緑化ひろしまフェア記念	広島市	広島銀行
平成10年	8月1日～10月18日	第15回全国都市緑化にいがたフェア記念	新潟県	第四銀行
平成11年	3月27日～5月30日	第16回全国都市緑化みやぎフェア記念	宮城県	宮崎銀行
	5月1日～9月19日	JAPAN EXPO 南紀熊野体験博 リゾートピアわかやま'99記念	和歌山県	第一勧業銀行
	5月1日～10月17日	瀬戸内海大橋完成記念イベント 「しまなみ海道'99」記念	広島県	広島銀行
	5月1日～10月17日	瀬戸内海大橋完成記念イベント記念	愛媛県	伊予銀行
平成12年	12月13日～12月26日	神戸ルミナリエ記念	神戸市	みなと銀行
	3月18日～9月17日	国際園芸・造園博「ジャパンフローラ2000」記念	兵庫県	みなと銀行
	9月9日～11月5日	第17回全国都市緑化とちぎフェア記念	栃木県	足利銀行
	12月12日～12月25日	神戸ルミナリエ記念	神戸市	みなと銀行
平成13年	7月4日～11月4日	ジャパンエキスポ北九州博覧祭2001記念	北九州市	福岡銀行
	7月7日～9月30日	うつくしま未来博記念	福島県	東邦銀行
	7月14日～9月30日	山口きらら博記念	山口県	山口銀行
	9月18日～11月11日	第18回全国都市緑化いしかわフェア記念	石川県	金沢信用金庫
	12月12日～12月25日	神戸ルミナリエ記念	神戸市	みなと銀行
平成14年	6月30日～8月26日	第19回全国都市緑化やまがたフェア記念	山形県	山形しあわせ銀行
平成15年	4月28日～6月29日	第20回全国都市緑化おおいフェア記念	大分県	大分県信用組合
平成16年	4月8日～10月11日	しずおか国際園芸博覧会 「パシフィックフローラ2004」記念	静岡県	静岡銀行
平成17年	3月1日～6月12日	花の都ぎふ運動15周年記念 花フェスタ2005ぎふ記念	岐阜県	十六銀行
	9月9日～11月20日	第22回全国都市緑化ふくおかフェア記念	福岡市	福岡信用金庫
平成18年	3月25日～5月28日	第23回全国都市緑化おおさかフェア記念	大阪市	大阪市信用金庫
平成20年	4月18日～5月11日	第25回全国菓子大博覧会・兵庫記念	兵庫県	播州信用金庫

6. 宝くじと公営競技等の比較

宝くじと公営競技との比較

	宝くじ	公営競技					サッカーくじ
		中央競馬	地方競馬	競輪	オートレース	競艇	
法律	当せん金付証票法	競馬法及び 日本中央競馬会法	競馬法	自転車競技法	小型自動車競走法	モーターボート 競走法	スポーツ振興 投票の実施等 に関する法律
法の目的・ 趣旨	地方財政資金の 調達 (法第1条)	<日本中央競馬会法 の趣旨> 国庫納付等を通じた 1 馬の改良増殖そ の他畜産の振興 2 社会福祉事業の 振興 (日本中央競馬会法 第1条及び第36条)	<地方競馬全国協 会の目的> 馬の改良増殖そ の他畜産の振興 (法第23条の10)	1 機械産業の振興 2 公益の増進 3 地方財政健全化 (法第1条)	1 機械産業の振興 2 公益の増進 3 地方財政健全化 (法第1条)	1 船舶産業の振興 2 公益の増進 3 地方財政の改善 (法第1条)	スポーツの振興 (法第1条)
払戻金	発売総額の 100分の50以内 (法第5条)	売得金額から法付録 に定める算式により 算出した金額 (100分の73.8~82) (勝馬への投票割合 により変動) (法第7条等)	売得金額から法付 録に定める算式に より算出した金額 (100分の73.8~82) (勝馬への投票割 合により変動) (法第7条等)	売上金の 100分の75以上で 施行者が設定 (法第12条)	売上金の 100分の75以上で 施行者が設定 (法第16条)	売上金の 100分の75~80間で 施行者が設定 (法第15条等)	売上金額の 100分の50以内 (法第13条)
払戻率	45.7%	74.8%	74.1%	75.0%	74.8%	74.8%	50.0%
売上金 (払戻金)	1兆419億円 (4,758億円)	2兆7,502億円 (2兆565億円)	3,757億円 (2,784億円)	7,913億円 (5,935億円)	1,049億円 (785億円)	9,772億円 (7,310億円)	897億円 (449億円)

※ 払戻率、売上金及び払戻金については、平成20年度実績(宝くじは受託銀行調べ、公営競技は各施行者協議会等調べ、サッカーくじは日本スポーツ振興センター調べ)。

※ 競艇及びオートレースの払戻率については、払戻金の時効等により法律上の払戻率の規定と一致しない。

1. 宝くじラッキーラインの概要

導入時期	平成12年12月(インターネット利用)
概要	インターネット、携帯電話を利用して宝くじの通信販売等のサービスを行うもの
対象くじ	ジャンボ宝くじをはじめとする全国自治宝くじ及び届出住所の都道府県で発売される宝くじ(数字選択式宝くじ、スクラッチくじ、イベントくじは除く)
対象者	みずほ銀行に預金口座を持つ個人のみ
利用可能なツール	インターネット(パソコン)、NTTドコモの「iモード」、auの「EZweb」、ソフトバンクモバイルの「Yahoo!ケータイ」
宝くじ証票の保管	宝くじ証票はみずほ銀行で一括保管(保護預かり)し、以下の処理を行う。 当せん証票: 当せん金と引き換える ハズレ証票: 一定期間後に処分
平成22年度売上実績	約45億円(売上総額の0.5%)

2. インターネット販売状況 (中央競馬及びサッカーくじ)

	中央競馬 (JRA)	toto
インターネット販売 導入時期	平成14年3月	平成17年8月
平成22年 売上額	24,276億円	937億円
うちインターネット 販売分シェア	※ 55%	52%

※ 中央競馬(JRA)のインターネット販売分シェアは、インターネットと電話を含めた電話投票による販売分のシェア。

サッカーくじのコンビニ販売方法

	ローソン	ファミリーマート	サークルK・サンクス	セブンイレブン
販売店舗	全国の店舗 (マルチメディア端末又はマルチコピー機設置店舗のみ)			
導入時期	平成15年8月	平成16年3月	平成21年3月	平成22年10月
購入対象年齢	19歳以上			
販売時間	午前8時～午後10時半 (最初の指定試合当日の午前11時半まで)			
購入方法	①店頭設置されているマルチメディア端末又はマルチコピー機のタッチパネルに入力し購入 ②toto公式サイトで予想を登録(予約)すれば、店頭では予約番号を入力するだけで購入可能 ※サークルK・サンクスのみマークシートによる購入が可能			
払戻上限	払戻なし	払戻なし	1万円未満	1万5千円
決済方法	現金決済	現金決済 (Tポイント、Clubtoto会員はデビットカードでの支払いも可)	現金決済 (Clubtoto会員はデビットカードでの支払いも可)	現金決済 (nanacoでの支払いも可)

7. 宝くじの当せん金倍率の状況

ジャンボ宝くじの1等賞金及び前後賞の引上げの推移

(単位:万円)

年	月	1等賞金 A	前後賞 B	合計 C=A+B×2	参考		
					証票単価 D	倍率 (A/D)	最高倍率 (当せん金付 証票法§5②)
S55	5	3,000	—	3,000	300円	10万倍	10万倍
56	11	3,000	500	4,000			
58	11	3,000	1,000	5,000		17万倍	20万倍
60	11	5,000	1,000	7,000			
61	11	5,000	1,500	8,000			
62	11	6,000	1,500	9,000			
H1	11	6,000	2,000	10,000			
4	11	6,000	3,000	12,000		20万倍	
6	11	6,000	3,500	13,000			
8	11	6,000	4,500	15,000		67万倍	100万倍
11	5	20,000	5,000	30,000			

※1 1等賞金が3,000万円を超えた昭和55年以降のジャンボ宝くじに1等賞金及び前後賞の推移

※2 5月はドリームジャンボ宝くじ、11月は年末ジャンボ宝くじ

※3 法定の最高倍率は、昭和60年10月から20万倍、平成11年4月から100万倍

(参考)他のくじ等の最高倍率

(単価:万円)

	最高賞金	証票単価	倍率	最高倍率
LOTTO6	40,000	200円	200万倍	200万倍
totoBIG	60,000	300円	200万倍	200万倍
チャリロト	120,000	200円	600万倍	600万倍

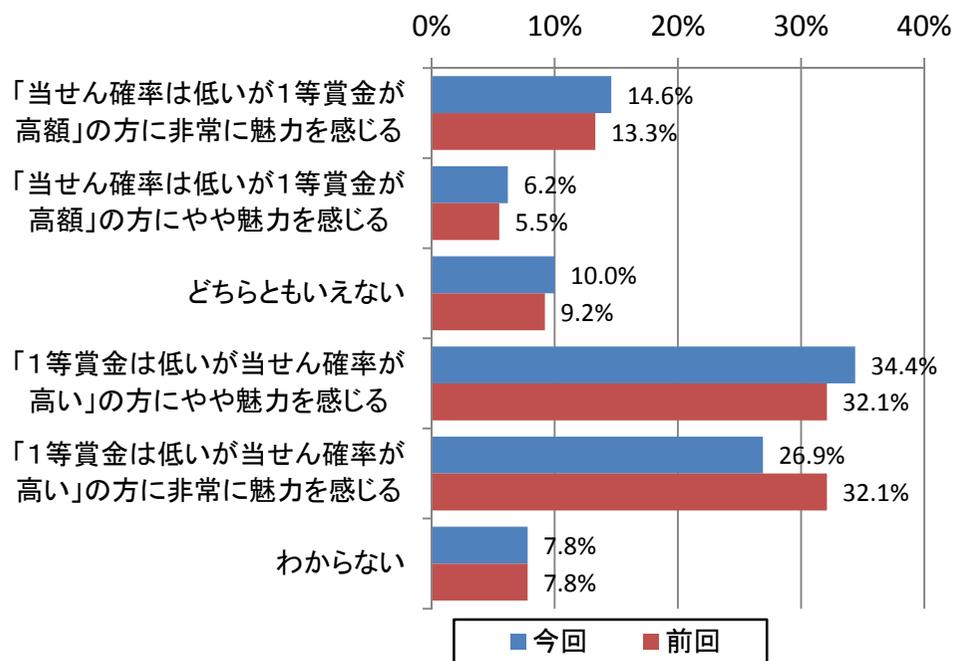
当せん金等の倍率に関する法令規定例

	宝くじ	サッカーくじ	競馬	競輪
法令	当せん金付証票法	スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行令	競馬法施行規則	自転車競技法施行規則
条文	<p>(当せん金付証票の当せん金品の限度) 第5条 略</p> <p>2 一当せん金付証票の当せん金品の最高の金額又は価格は、<u>証票金額の20万倍に相当する額を超えてはならない</u>。ただし、総務大臣が当せん金付証票に関する世論の動向等を勘案して指定する当せん金付証票については、一当せん金付証票の当せん金品の最高の金額又は価格は、<u>証票金額の100万倍(総務大臣の指定する当せん金付証票が加算型当せん金付証票である場合で加算金のあるときにあつては、200万倍)</u>に相当する額を超えない範囲の額とすることができる。</p>	<p>(払戻金の最高限度額) 第2条 法第13条の政令で定める金額は、スポーツ振興投票ごとに、次の各号に掲げる合致の割合(合致投票券があるものに限る。以下この条において同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>一 最も高い合致の割合 <u>1億円(法第14条第1項又は第2項に規定する加算金のあるときにあつては、2億円)</u></p> <p>二 略</p> <p>スポーツ振興投票の実施等に関する法律 (スポーツ振興投票券の発売等) 第8条 センターは、券面金額100円のスポーツ振興投票券を券面金額で発売することができる。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(払戻金の最高限度額) 第11条 法第9条第2項の農林水産省令で定める<u>払戻金の最高限度額は、2,000万円とする</u>。</p> <p>競馬法 (勝馬投票券) 第5条 日本中央競馬会は、券面金額10円の勝馬投票券を券面金額で発売することができる。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(指定重勝式勝者投票法) 第22条 略</p> <p>2 法第12条第3項の経済産業省令で定める<u>払戻金の最高限度額は、6,000万円とする</u>。</p> <p>自転車競技法 (車券) 第8条 競輪施行者は、券面金額10円の車券を券面金額で発売することができる。</p> <p>2 略</p>

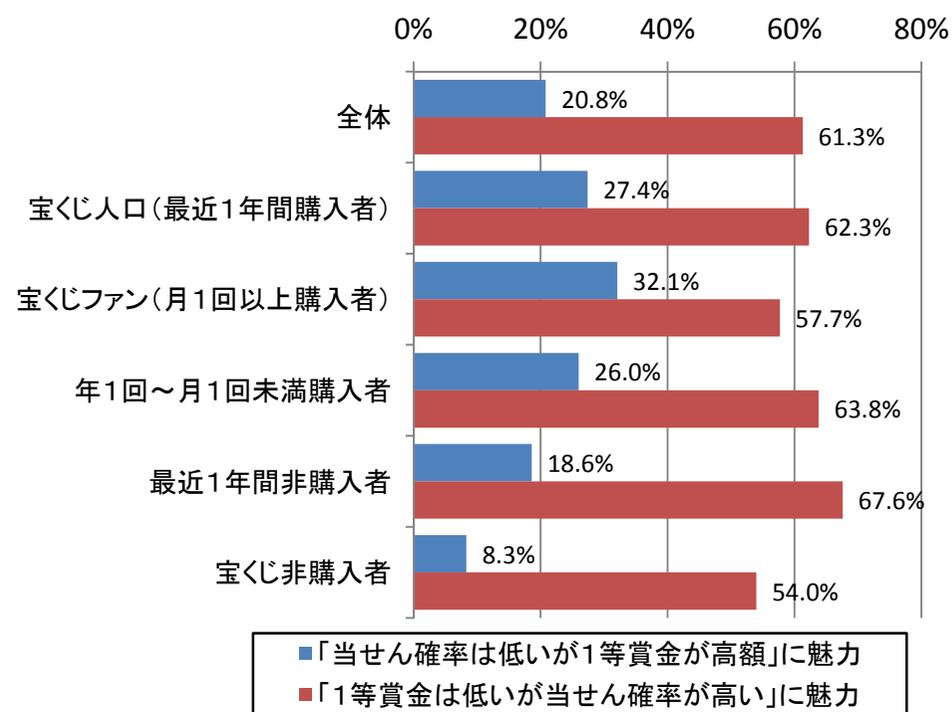
1等賞金の魅力度の世論調査結果について

「高額1等賞金」（20.8%）よりも「当せん確率」（61.3%）の高さを魅力的とする人の方が多い傾向は継続。ただし、「高額1等賞金」の高さを魅力的とする人の割合は、徐々に増加する傾向にある。また、宝くじファンの方が相対的に「高額1等賞金」の高さを魅力的とする人の割合が高い。

①1等賞金の魅力度：高額1等賞金か、当せん確率かの比較



②1等賞金の魅力度：高額1等賞金か、当せん確率かの比較【購入層(宝くじ人口構成)別】



③1等賞金の魅力度の推移

(単位: %)

	第7回 (H7)	第8回 (H10)	第9回 (H13)	第10回 (H16)	第11回 (H19)	第12回 (H22)
「当せん確率は低いが1等賞金が高額」に魅力	16.2	16.9	17.6	18.0	18.8	20.8
「1等賞金は低いが当せん確率が高い」に魅力	62.9	63.8	60.9	61.8	64.2	61.3

第12回「宝くじ」に関する世論調査報告書(H22.8)